

「治水特別会計」

治水特別会計の業務等についての情報

1. 治水特別会計の設置目的

この会計は、一般会計から受け入れる金額のほか、直轄事業の地方負担金を地方公共団体から受け入れることにより財源の調達を図るとともに、治水事業の経理を明確にするため、「特別会計に関する法律」（平成19年法律23号。以下「法」という。）附則第66条第21号の規定による廃止前の「治水特別会計法」（昭和35年法律40号）に基づいて設置されたものであり、治水勘定及び特定多目的ダム建設工事勘定に区分されている。

なお、この会計は、法附則第66条第21号の規定により本年度限り廃止されたので、その際この会計の治水勘定又は特定多目的ダム建設工事勘定に所属していた権利義務は、法附則第241条第3項の規定により、法附則第67条第1項第4号の規定により設置された治水特別会計の治水勘定又は工事別等の区分に応じ特定多目的ダム建設工事勘定に帰属させることとした。

・根拠条文：特別会計に関する法律（平成19年法律23号）

（法律の廃止）

附則第六十六条 次に掲げる法律は、廃止する。

二十一 治水特別会計法（昭和三十五年法律第四十号）

（暫定的に設置する特別会計）

附則第六十七条 次の各号に掲げる特別会計を、この法律の施行の日から当該各号に定める年度の末日までの期間に限り、設置する。

四 治水特別会計 平成十九年度

（治水特別会計法の廃止に伴う経過措置）

附則第二百四十一条

三 この法律の施行の際、旧治水特別会計の治水勘定又は特定多目的ダム建設工事勘定に所属する権利義務は、旧治水特別会計の治水勘定に係るものは暫定治水特別会計の治水勘定に、旧治水特別会計の特定多目的ダム建設工事勘定に係るものは多目的ダム建設工事等に係る工事別等の区分に応じ暫定治水特別会計の特定多目的ダム建設工事勘定に、それぞれ帰属するものとする。

（治水特別会計の設置の目的）

附則第百三条 治水事業等に関する経理は、この法律の施行の日から平成十九年度の末日までの間、第百九十八条第一項及び附則第四十九条第一項の規定にかかわらず、治水特別会計において行うものとする。

2. 治水特別会計の特質

この会計は、国が施行する治水事業の実施に係る経理を明確にすることが目的であることから、原則として、地方単独事業を除く、北海道、沖縄、離島、その他の河川事業、河川総合開発事業、砂防事業等の経費は、すべてこの特別会計の歳出として計上される。

なお、この会計は、治水事業等の工事に関する経理を明確にするために設けられた会計であり、この会計が整備する公共用財産（堤防等）は、一般会計の財産に帰属することになる。

3. 治水特別会計が経理している業務概要

一般会計からの受入のほか、地方公共団体負担金や電気事業者等負担金等を財源とし、河川、砂防及び多目的ダムの建設工事に関する事業等を実施している。

治水勘定と特定多目的ダム建設工事勘定とに区分して経理することとしている。

※ 特定多目的ダムとは

国土交通大臣が自ら新築するダムで、治水目的のほか、発電、水道又は工業用水道の用（特定用途）に供されるものをいい、建設に要する費用は、国、地方公共団体及び上記の用途に使用するダム使用権の設定予定者等によって負担される。

○治水勘定

(1) 河川、砂防、地すべりに関する事業で、

① 国が施行するもの（直轄治水事業）

② 直轄治水事業に密接な関連のある工事その他治水のため特に必要のある工事で国土交通大臣が委託に基づき施行するもの

③ 地方公共団体が施行するものに係る負担金、補助金又は交付金の交付

(2) 独立行政法人水資源機構法（平成14年法律第182号）第12条第1項第1号及び第2号イ並びに附則第4条第1項に規定する業務に該当する事業で独立行政法人水資源機構が施行するものに係る交付金の交付

(3) 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第13条の規定による無利子の貸付け

(4) 河川、砂防、地すべりに関する事業の施行に必要な土木に係る建設技術に関する調査、試験、研究及び開発並びに指導及び成果の普及で独立行政法人土木研究所が実施するものに係る出資金の出資又は交付金若しくは施設の整備のための補助金の交付

(5) 国が施行する災害復旧事業等に係る事務費

○特定多目的ダム建設工事勘定

多目的ダム建設工事及び多目的ダム関係受託工事

・根拠条文：特別会計に関する法律附則第66条第21号の規定による廃止前の治水特別会計法
(設置)

第一条 治水事業で国が施行するものに関する政府の経理を明確にするため、特別会計を設置し、一般会計と区分して経理する。

2 この会計においては、前項に定めるもののほか、次の事項に関する経理を行うものとする。

一 直轄治水事業(治水事業で国が施行するもののうち次項第四号に規定する多目的ダム建設工事以外のものをいう。以下同じ。)に密接な関連のある工事その他治水のため特に必要のある工事で国土交通大臣が委託に基づき施行するもの(以下「治水関係受託工事」という。)及び同号に規定する多目的ダム建設工事に密接な関連のある工事で国土交通大臣が委託に基づき施行するもの(以下「多目的ダム関係受託工事」という。)

二 次項第一号に規定する河川、同項第二号に規定する砂防設備(砂防法(明治三十年法律第二十九号)第三条ノ二の規定により砂防設備に関する規定が準用される天然の河岸を含む。)又は同項第三号に規定する地すべり防止区域内にある地すべり防止施設に係る第四項第一号及び第二号に掲げる事業(以下「災害復旧事業等」という。)並びに海岸法(昭和三十一年法律第百一号)第二条第一項に規定する海岸保全施設(港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)第二条第三項に規定する港湾区域(以下この号において「港湾区域」という。))、同法第三十七条第一項に規定する港湾隣接地域(以下この号において「港湾隣接地域」という。)及び同法第五十六条第一項の規定により都道府県知事が公告した水域(以下この号において「公告水域」という。)に係る海岸保全区域内にあるものを除く。)に関する工事で国土交通大臣が施行するもの並びにこれらの事業又は工事に密接な関連のある工事で国土交通大臣が委託に基づき施行するものの管理並びに河川法(昭和三十九年法律第百六十七号)第九条第一項又は海岸法第三十七条の二の規定により国土交通大臣が行う一級河川又は海岸保全区域(港湾区域、港湾隣接地域及び公告水域に係る海岸保全区域を除く。)の管理(災害復旧事業等を除く。)に関する政令で定める事務

三 次項第一号から第三号までに掲げる事業(第四項の規定に該当するものを除く。)で都道府県知事が施行するものに係る負担金、補助金又は交付金の交付及び次項第一号に掲げる事業(第四項の規定に該当するものを除く。)で市町村長が施行するものに係る負担金又は補助金の交付

四 次項第五号に掲げる事業(第四項の規定に該当するものを除く。)で独立行政法人水資源機構が施行するものに係る交付金の交付

五 次項各号に掲げる事業(第四項の規定に該当するものを除く。)に係る民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成十一年法律第百十七号)第十三条の規定による無利子の貸付け

六 次項第一号から第三号までに掲げる事業(第四項の規定に該当するものを除く。)の施行に必要な土木に係る建設技術に関する調査、試験、研究及び開発並びに指導及び成果の普及で独立行政法人土木研究所が実施するものに係る出資金の出資又は交付金若しくは施設の整備のための補助金の交付

3 前二項の「治水事業」とは、次に掲げる事業で、国が施行するもの、都道府県知事又は市町村長が施行し、かつ、これに要する費用の一部について国が負担し、補助し、又は交付金を交付するもの、独立行政法人水資源機構が施行し、かつ、これに要する費用を国が交付するもの及び民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第十三条の規定による無利子の貸付けに係るものをいう。

一 河川法第三条第一項に規定する河川（同法第百条の規定により同法の二級河川に関する規定が準用される河川を含む。）に関する事業（第四号及び第五号に該当するものを除く。）

二 砂防法第一条に規定する砂防設備に関する事業

三 地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第五十一条第一項第一号又は第三号ロに規定する地すべり地域又はぼた山に関して同法第三条又は第四条の規定によつて指定された地すべり防止区域又はぼた山崩壊防止区域における地すべり防止工事又はぼた山崩壊防止工事に関する事業

四 特定多目的ダム法（昭和三十二年法律第三十五号）第二条第一項（沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第一百七条第六項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する多目的ダムの建設工事（以下「多目的ダム建設工事」という。）に関する事業

五 独立行政法人水資源機構法（平成十四年法律第百八十二号）第十二条第一項第一号及び第二号イ並びに附則第四条第一項に規定する業務に該当する事業

4 次に掲げる事業は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する治水事業に含まれないものとする。

一 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和二十六年法律第九十七号）の規定の適用を受ける災害復旧事業

二 前号の事業の施行のみでは再度災害の防止に十分な効果が期待できないと認められるため、これと合併して行う新設又は改良に関する事業その他同号の事業以外の事業であつて、再度災害を防止するため、土砂の崩壊等の危険な状況に対処して特に緊急に施行すべきもの

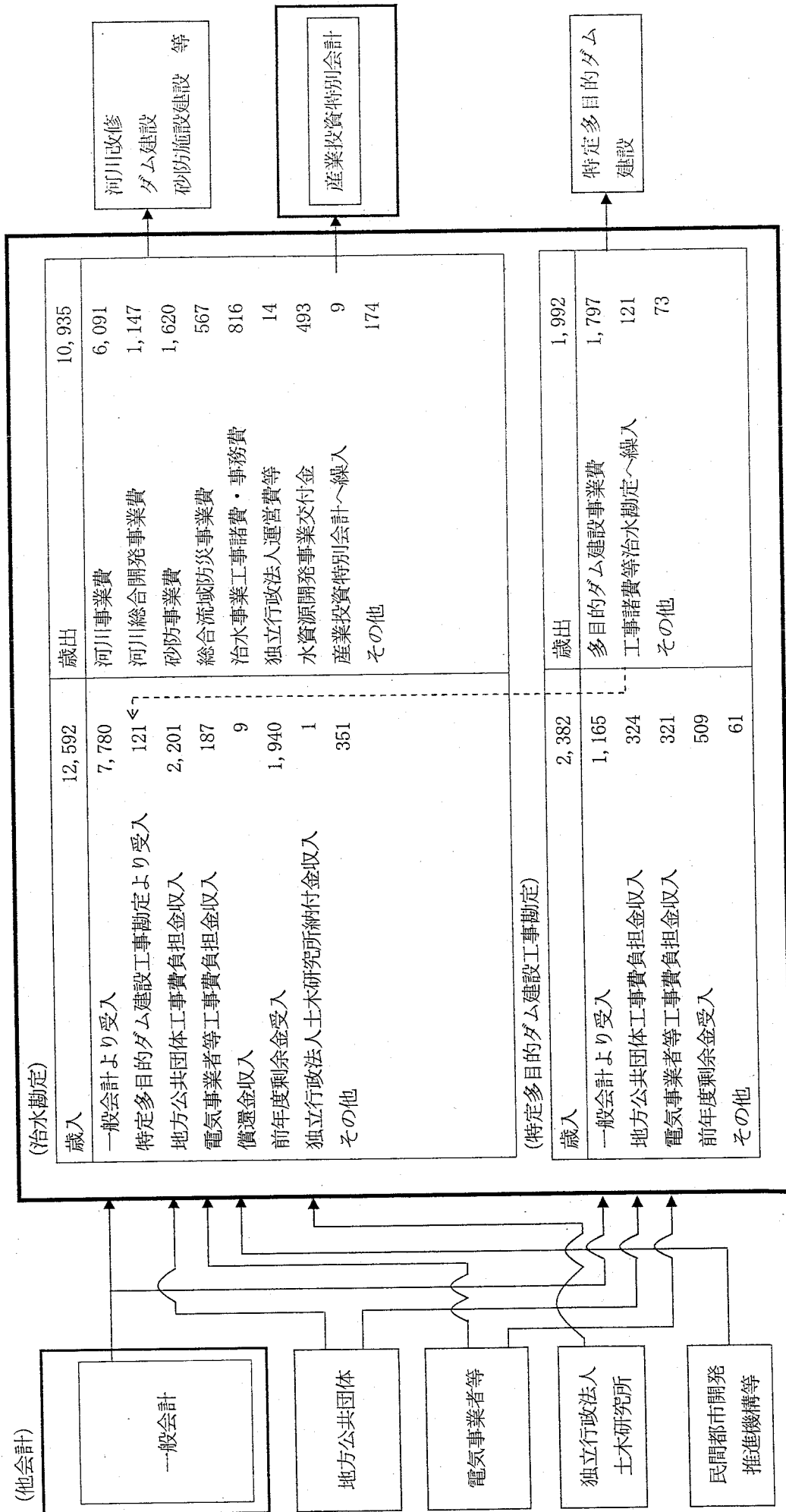
三 地震による地盤の変動のため必要を生じた河川に関する事業で政令で定めるもの

（勘定区分）

第三条 この会計は、治水勘定及び特定多目的ダム建設工事勘定に区分する。

治水特別会計の仕組み (平成 18 年度決算)

(単位：億円)



(注) 治水勘定の (歳入) 電気事業者等工事費負担金収入及び (歳出) 水資源開発事業交付金には、独立行政法人水資源機構法による納付金及びこれに係る交付金として、4,058 百万円を含む。

○平成18年度末定員

		人数計 (人)
国土交通省治水特別会計		8,161
本省		61
	施設等機関	61
地方支分部局		8,100
	地方整備局	8,100

(注) 平成18年度予算定員である。

「治水特別会計（治水勘定）平成18年度財務書類」

貸借対照表

治水特別会計（治水勘定）

（単位：百万円）

	前会計年度	本会計年度		前会計年度	本会計年度
	(平成18年3月31日)	(平成19年3月31日)		(平成18年3月31日)	(平成19年3月31日)
<資産の部>			<負債の部>		
現金・預金	194,351	165,943	未払金	25,672	15,484
たな卸資産	-	3,256	保管金等	298	226
未収金	7,391	5,670	前受金	2,442	1,860
前払費用	35	43	賞与引当金	4,187	4,147
貸付金	3,333	2,398	退職給付引当金	112,062	113,909
貸倒引当金	△ 3	△ 6	他会計繰戻未済金	3,333	2,398
有形固定資産	242,795	202,255			
国有財産 <small>（公共用財産を除く）</small>	129,464	124,862			
土地	52,436	52,307			
立木竹	116	112			
建物	45,745	44,360			
工作物	27,112	25,251	負債合計	147,996	138,027
船舶	1,955	1,701	<資産・負債差額の部>		
建設仮勘定	2,098	1,128			
公共用財産	61,304	35,564	資産・負債差額	303,636	245,134
建設仮勘定	61,304	35,564			
物品	52,026	41,828			
無形固定資産	2,604	2,414			
出資金	1,124	1,185			
資産合計	451,633	383,161	負債及び資産・負債差額合計	451,633	383,161

業務費用計算書

治水特別会計（治水勘定）

（単位：百万円）

	前会計年度	本会計年度
	自 平成17年4月 1日	自 平成18年4月 1日
	至 平成18年3月31日	至 平成19年3月31日
人件費	57,170	56,168
賞与引当金繰入額	4,187	4,147
退職給付引当金繰入額	7,509	10,077
附帯・受託事業費	14,971	14,961
補助金等	375,520	347,049
独立行政法人運営費交付金	1,338	1,336
委託費	1	4
一般会計への繰入	122	140
庁費等	5,977	5,726
その他の経費	6,998	7,130
減価償却費	23,740	22,353
貸倒引当金繰入額	△ 0	6
資産処分損益	3,944	2,564
本年度業務費用合計	501,483	471,668

資産・負債差額増減計算書

治水特別会計（治水勘定）

（単位：百万円）

	前会計年度	本会計年度
	自 平成17年4月 1日 至 平成18年3月31日	自 平成18年4月 1日 至 平成19年3月31日
I 前年度末資産・負債差額	183,057	303,636
II 本年度業務費用合計	△ 501,483	△ 471,668
III 財源	1,194,495	1,062,922
1 自己収入	281,010	272,715
地方公共団体工事費負担金収入	234,954	220,105
電気事業者等工事費負担金収入	16,623	20,474
受託工事納付金収入	14,059	13,519
附帯工事費負担金収入	4,170	3,121
その他の財源	11,202	15,493
2 他会計（勘定）からの受入	913,485	790,207
一般会計からの受入	900,712	778,099
特定多目的ダム建設工事勘定からの受入	12,773	12,108
IV 無償所管換等	△ 558,603	△ 649,880
V 資産評価差額	△ 13,829	124
VI 本年度末資産・負債差額	303,636	245,134

区分別収支計算書

治水特別会計（治水勘定）

（単位：百万円）

	前会計年度 自 平成17年4月 1日 至 平成18年3月31日	本会計年度 自 平成18年4月 1日 至 平成19年3月31日
I 業務収支		
1 財源		
地方公共団体工事費負担金収入	234,954	220,105
電気事業者等工事費負担金収入	15,766	18,720
受託工事納付金収入	13,485	12,986
附帯工事費負担金収入	3,599	2,881
資産売払収入	99	203
貸付金の回収による収入	4,197	934
その他の収入	9,529	19,155
一般会計からの受入	900,712	778,099
特定多目的ダム建設工事勘定からの受入	12,773	12,108
前年度剰余金受入	236,803	194,052
財源合計	1,431,920	1,259,248
2 業務支出		
(1) 業務支出（施設整備支出を除く）		
人件費	△ 70,924	△ 68,576
附帯・受託事業費	△ 14,971	△ 14,961
補助金等	△ 381,682	△ 357,246
独立行政法人運営費交付金	△ 1,338	△ 1,336
委託費	△ 1	△ 4
一般会計への繰入	△ 122	△ 140
産業投資特別会計への繰入	△ 122,285	△ 934
庁費等の支出	△ 6,824	△ 6,230
その他の支出	△ 6,998	△ 7,129
業務支出（施設整備支出を除く）合計	△ 605,151	△ 456,560
(2) 施設整備支出		
治水施設整備支出	△ 629,535	△ 632,801
土地に係る支出	△ 317	△ 1,125
建物等に係る支出	△ 2,863	△ 3,042
施設整備支出合計	△ 632,717	△ 636,969
業務支出合計	△ 1,237,868	△ 1,093,530
業務収支	194,052	165,717
本年度収支	194,052	165,717
翌年度歳入繰入	194,052	165,717
その他歳計外現金・預金本年度末残高	298	226
本年度末現金・預金残高	194,351	165,943

注記

1. 重要な会計方針

(1) たな卸資産の評価基準及び評価方法

個別法による原価法によって評価している。

(2) 有形固定資産及び無形固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

国有財産の管理は、勘定別に行うのではなく、特別会計として一体的に行っており、国有財産台帳も勘定別に調製されていない。このため、便宜上、治水勘定と特定多目的ダム建設工事勘定の過去の累計事業費（維持管理に係るものを除く）の比率で按分した額を計上している。

国有財産法の適用がある資産は、建物、工作物、船舶毎の合計価額に、定率法による減価償却を行っている。また、物品については、合計価額を定額法により減価償却を行っている。

② 無形固定資産

地上権、特許権の管理は、勘定別に行うのではなく、特別会計として一体的に行っており、国有財産台帳も勘定別に調製されていない。このため、便宜上、治水勘定と特定多目的ダム建設工事勘定の過去の累計事業費（維持管理に係るものを除く）の比率で按分した額を計上している。

ソフトウェアについては、簡便的に、過去（5年間）の開発費を累計の上、定額法による減価償却を行っている。

(3) 引当金の計上基準、計算方法

① 貸倒引当金

不納欠損を生じている雑入等債権について、過去3年間の債権の不納欠損実績に基づいて算出した額を計上している。

貸付金については、地方公共団体に対するものや、貸付にあたり金融機関の債務保証を義務付けているもののみであり、かつ、過去に回収不能となった事例が存しないため、回収不能見込みがないと判断し貸倒引当金を計上していない。

② 賞与引当金

職員の賞与の支払に備えるため、支給見込額のうち当期に負担する金額を下記の計算方法により計上している。

期末手当 $\text{翌年度期末手当予算額} \times 6 \text{ 月期支給割合} / \text{年間支給割合} \times 4/6$

勤勉手当 $\text{翌年度勤勉手当予算額} \times 6 \text{ 月期支給割合} / \text{年間支給割合} \times 4/6$

③ 退職給付引当金

・退職手当に係る退職給付引当金

職員の退職金の支払に備えるため期末自己都合要支給額（基本額及び調整額）を下記の計算方法により計上している。

(基本額) 勤続年数階層毎人員数×平均俸給額×自己都合退職手当支給率

(調整額) 国家公務員退職手当法(昭和28年法律182号)第6条の4の定められた区分毎人数×想定される調整月額単価×60ヶ月

・整理資源に係る退職給付引当金

国家公務員共済年金のうち、整理資源に係る引当金については、将来給付見込額の割引現在価値額を計上している。

・遺族補償年金に係る引当金

遺族補償年金に係る引当金については、支給率×平均給与×割引率を乗じて算出し計上している。

(4) その他財務書類作成のための基本となる重要事項

① 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

② 公共用財産について

治水特別会計は、治水事業等の工事に関する経理を明確にするために設けられた特別会計であり、当会計が整備する公共用財産(堤防等)は、一般会計の財産に帰属することになる。

なお、当会計で実施した事業の成果を明らかにするため、治水事業等により整備した公共用財産について参考資料として添付している。

2. 重要な会計方針の変更等

(1) 「出資金」のうち市場価格のないものの計上方法について

従来、「出資金」のうち市場価格のないものについては、出資金額をもって貸借対照表価額としていたが、「省庁別財務書類の作成について」(平成16年6月17日 財政制度等審議会)の一部改訂に伴い、本年度より国有財産台帳価格をもって貸借対照表価額とし、国有財産台帳価格の改定に係る評価差額については、洗い替え方式により、資産・負債差額増減計算書において「資産評価差額」として計上する方法に変更した。

この変更により、本年度の貸借対照表において出資金が124百万円増加し、資産・負債差額が同額増加している。また、本年度の資産・負債差額増減計算書において資産評価差額が124百万円増加している。

3. 偶発債務

偶発債務

(単位：百万円)

名称等(訴訟名)	金額	事件番号	概要(簡単な説明等)
平成18年(ワ)第3217号 琵琶湖えり衝突事故損害賠償請求 事件	101	京都地裁 平成18年(ワ)第3217号	平成18年11月16日提訴 現在審理中

平成 18 年 (ワ) 第 3249 号 宮ヶ瀬ダム転倒事故損害賠償請求 事件	3	横浜地裁 平成 18 年 (ワ) 第 3249 号	平成 18 年 9 月 6 日提訴 現在審理中
平成 18 年 (ワ) 第 187 号 鬼怒川東京ライダー損害賠償請 求事件	24	宇都宮地裁栃木支部 平成 18 年 (ワ) 第 187 号	平成 18 年 12 月 5 日提訴 現在審理中
平成 18 年 (ネ) 第 3030 号 (第 2 事件) 蒲原沢土石流災害損害賠償請求控 訴事件	19	東京高裁 平成 18 年 (ネ) 第 3030 号 (第 2 事件)	平成 18 年 5 月 19 日提訴 現在審理中
平成 18 年 (ネ) 第 3030 号 (第 3 事件) 蒲原沢土石流災害損害賠償請求控 訴事件	23	東京高裁 平成 18 年 (ネ) 第 3030 号 (第 3 事件)	平成 18 年 5 月 19 日提訴 現在審理中
平成 15 年 (ワ) 第 3753 号 新川水害損害賠償等請求事件	148	名古屋地裁 平成 15 年 (ワ) 第 3753 号	平成 15 年 9 月 8 日提訴 現在審理中
平成 18 年 (ネ) 第 2379 号 紀の川クレーン転倒事故損害賠償 請求控訴事件	19	大阪高裁 平成 18 年 (ネ) 第 2379 号	平成 18 年 8 月 8 日提訴 現在審理中
平成 18 年 (ノ) 第 3 号 大滝ダム (白屋地区) 慰籍料等請 求調停申立事件	254	五條簡易裁 平成 18 年 (ノ) 第 3 号	平成 18 年 9 月 15 日提訴 現在審理中
平成 18 年 (ワ) 第 255 号 温井ダム放流警報国家賠償請求事 件	14	広島地裁 平成 18 年 (ワ) 第 255 号	平成 18 年 3 月 6 日 現在審理中
平成 19 年 (行コ) 第 9 号 公金支出差止請求控訴事件	121	高松高裁 平成 19 年 (行コ) 第 9 号	平成 19 年 3 月 10 日 現在審理中
平成 19 年 (行コ) 第 10 号 公金支出差止請求控訴事件	117	高松高裁 平成 19 年 (行コ) 第 10 号	平成 19 年 3 月 10 日 現在審理中
合 計	846		

4. 翌年度以降支出予定額

(1) 歳出予算の繰越

平成 18 年度末の「歳出予算の繰越債務負担額」の翌年度への繰越債務額は 149,005 百万円である。

(2) 国庫債務負担行為による負担額

平成 18 年度末の国庫債務負担行為による繰越債務負担額は 113,910 百万円である。

5. 追加情報等

(1) 出納整理期間について

当特別会計では出納整理期間が設けられている。このため、出納整理期間中の現金の支払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としている。

(2) 各財務書類における表示科目の内容等

① 貸借対照表における表示科目の内容

- ・「現金・預金」には、当会計年度の歳入歳出決算上の剰余金及び会計年度末における契約保証金に係る受入残高を計上している。
- ・「たな卸資産」には、工事材料品、燃料を計上している。
- ・「未収金」には、一般会計国税収納整理基金に対する消費税還付金、企業等に対する費用弁償金債権及び損害賠償金債権等を計上している。
- ・「前払費用」には、自賠責保険の前払保険料を計上している。
- ・「貸付金」には、地方公共団体に対する河川事業資金収益回収特別貸付金、河川総合開発事業資金収益回収特別貸付金等を計上している。
- ・「貸倒引当金」には、会計年度末の債権に係る回収不能見込額を計上している。
- ・「土地」には、主に、地方整備局事務所庁舎、公務員宿舍等に係る土地を計上している。
- ・「立木竹」には、地方整備局事務所庁舎、公務員宿舍等の敷地内に係る立木竹を計上している。
- ・「建物」には、地方整備局事務所庁舎、公務員宿舍等を計上している。
- ・「工作物」には、地方整備局事務所庁舎、公務員宿舍等に係る門等の工作物を計上している。
- ・「船舶」には、地方整備局事務所において工事施行に必要な船舶を計上している。
- ・「建設仮勘定」（国有財産）には、会計年度末に未完成の地方整備局事務所庁舎等に係る前払金相当額を計上している。
- ・「建設仮勘定」（公共用財産）には、会計年度末に未完成の工事等に係る前払金相当額を計上している。
- ・「物品」には、取得価額又は見積価格が50万円以上の重要物品を計上している。
- ・「無形固定資産」には、特許権、電話加入権、ソフトウェア等を計上している。
- ・「出資金」には、独立行政法人土木研究所治水勘定等に対する出資を計上している。
- ・「未払金」には、地方公共団体に対する補助率差額等を計上している。
- ・「保管金等」には、会計年度末における契約保証金に係る受入残高を計上している。
- ・「前受金」には、受託及び附帯工事収納済繰越額を計上している。
- ・「賞与引当金」には、翌会計年度6月に支給される賞与（期末手当、勤勉手当）の支給見込額のうち、当会計年度に帰属する部分を計上している。
- ・「退職給付引当金」には、退職手当（退職一時金）、整理資源（昭和34年10月以前の恩給公務員期間に係る給付）、遺族補償年金（国家公務員災害補償法（昭和26年法律191号）に基づく補償のうち職員が死亡した場合に支給される遺族補償年金）に係る退職給付のうち当会計年度末に発生していると認められる額を計上している。
- ・「他会計繰戻未済金」には、特別会計に関する法律（平成19年法律23号）附則第66条第21号の規定による廃止前の治水特別会計法（昭和35年法律40号。以下「旧法」という。）附則第34項の規定に基づく産業投資特別会計からの繰入金で産業投資特別会計へ繰り戻すこととなっている額を計上している。

- ・「資産・負債差額」には、本会計年度末の資産と負債との差額を計上している。

② 業務費用計算書における表示科目

- ・「人件費」には、職員の給与手当、国家公務員共済組合負担金等を計上している。
- ・「賞与引当金繰入額」には、翌会計年度6月に支給される賞与（期末手当、勤勉手当）の支給見込額のうち、当会計年度に帰属する部分を計上している。
- ・「退職給付引当金繰入額」には、当会計期間に発生した退職給付に係る費用の増加額を計上している。
- ・「附帯・受託事業費」には、国が施行する河川工事に伴い必要となる附帯工事及び地方公共団体等からの委託により施行する河川工事等に要した額を計上している。
- ・「補助金等」には、地方公共団体が施行する河川改修事業等の事業費の一部補助を目的として地方公共団体に対して支出した補助金等を計上している。
- ・「独立行政法人運営費交付金」には、独立行政法人土木研究所の行う業務のうち独立行政法人土木研究所法（平成11年法律205号）に規定する業務の財源に充てるための同研究所に対する運営費交付金を計上している。
- ・「委託費」には、直轄で行う河川改修事業費等に必要な用地を確保するための用地及び補償事務の委託を目的として地方公共団体等に対して支出した金額を計上している。
- ・「一般会計への繰入」には、退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計からする一般会計への繰入れに関する法律（昭和25年法律62号）第1条の規定に基づき、一般会計へ繰り入れることとなっている額を計上している。
- ・「庁費等」には、物件費及び施設費のうち資産計上されない支出額を計上している。
- ・「その他の経費」には、独立掲記した勘定科目以外に当会計年度に発生した費用の合計額を計上している。
- ・「減価償却費」には、有形固定資産、無形固定資産に係る減価償却費を計上している。
- ・「貸倒引当金繰入額」には、会計年度末の債権に係る回収不能見込額の増加額を計上している。
- ・「資産処分損益」には、固定資産の処分等により発生した損益を計上している。

③ 資産・負債差額増減計算書における表示科目

- ・「前年度末資産・負債差額」には、前年度の貸借対照表の資産・負債差額を計上している。
- ・「本年度業務費用合計」には、当会計年度に発生した業務費用合計額を計上している。
- ・「地方公共団体工事費負担金収入」には、国が施行する治水事業に必要な経費のうち、河川法（昭和39年法律167号）等に基づき、地方公共団体が負担する負担金の受入額を計上している。
- ・「電気事業者等工事費負担金収入」には、国が管理するダムの維持管理及び国が施行する導水路等の建設に必要な経費のうち、電気事業者等が負担する負担金の受入額を計上している。
- ・「受託工事納付金収入」には、地方公共団体等から河川工事等を受託することによる納付金の受入額を計上している。
- ・「附帯工事費負担金収入」には、国が施行する河川工事に伴い必要となる附帯工事について、国以外の者が負担する負担金の受入額を計上している。
- ・「その他の財源」には、利息または配当による収入額、公務員宿舍料、返納金等の雑収入及び独立行政法人土木研究所からの納付金収入を計上している。

- ・「一般会計からの受入」には、直轄治水事業等に要する経費の財源に充てるための旧法第 7 条第 1 項の規定による一般会計からの受入額を計上している。
- ・「特定多目的ダム建設工事勘定からの受入」には、多目的ダム建設工事等に要する経費の財源に充てるための旧法第 8 条第 1 項の規定による特定多目的ダム建設工事勘定からの受入額を計上している。
- ・「無償所管換等」には、施設完成後に一般会計に移管される公共用財産の他、資産の交換により生じた差額、帳簿の誤謬訂正により生じた資産の増減、実測により生じた従来の国有財産台帳等の価額との差額、計上漏れの把握により生じた差額等を計上している。
- ・「資産評価差額」には、政府出資の国有財産台帳価格の改定に係る評価差額を計上している。
- ・「本年度末資産・負債差額」には、本年度の貸借対照表の資産・負債差額を計上している。

④ 区分別収支計算書における表示科目

- ・「地方公共団体工事費負担金収入」には、国が施行する治水事業に必要な経費のうち、河川法等に基づき、地方公共団体が負担する負担金の受入額を計上している。
- ・「電気事業者等工事費負担金収入」には、国が管理するダムの維持管理及び国が施行する導水路等の建設に必要な経費のうち、電気事業者等が負担する負担金の受入額を計上している。
- ・「受託工事納付金収入」には、地方公共団体等から河川工事等を受託することによる納付金の受入額を計上している。
- ・「附帯工事費負担金収入」には、国が施行する河川工事に伴い必要となる附帯工事について、国以外の者が負担する負担金の受入額を計上している。
- ・「資産売却収入」には、国有財産売却収入の額を計上している。
- ・「貸付金の回収による収入」には、河川事業資金収益回収特別貸付金等の償還額を計上している。
- ・「その他の収入」には、独立掲記した勘定科目以外の当会計年度における歳入額を計上している。
- ・「一般会計からの受入」には、直轄治水事業等に要する経費の財源に充てるための旧法第 7 条第 1 項の規定による一般会計からの受入額を計上している。
- ・「特定多目的ダム建設工事勘定からの受入」には、多目的ダム建設工事等に要する経費の財源に充てるための旧法第 8 条第 1 項の規定による特定多目的ダム建設工事勘定からの受入額を計上している。
- ・「前年度剰余金受入」には、旧法第 18 条第 1 項の規定による前年度の決算上の剰余金額を計上している。
- ・「人件費」には、職員の給与手当、国家公務員共済組合負担金等に係る支出額を計上している。
- ・「附帯・受託事業費」には、国が施行する河川工事に伴い必要となる附帯工事及び地方公共団体等からの委託により施行する河川工事等に要した額を計上している。
- ・「補助金等」には、地方公共団体が施行する河川改修事業等の事業費の一部補助を目的として地方公共団体に対して支出した金額等を計上している。
- ・「独立行政法人運営費交付金」には、独立行政法人土木研究所の行う業務のうち独立行政法人土木研究所法に規定する業務の財源に充てるための同研究所に対する運営費交付金を計上している。
- ・「委託費」には、直轄で行う河川改修事業費等に必要な用地を確保するための用地及び補償事務の委託を目的として地方公共団体等に対して支出した金額を計上している。

- ・「一般会計への繰入」には、退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計からする一般会計への繰入れに関する法律第1条の規定に基づき、一般会計へ繰り入れることとなっている額を計上している。
- ・「産業投資特別会計への繰入」には、旧法附則第32項等の規定に基づく産業投資特別会計への繰入額を計上している。
- ・「庁費等の支出」には、物件費及び施設費のうち資産計上されない支出額を計上している。
- ・「その他の支出」には、独立掲記した勘定科目以外の当会計年度における支出額を計上している。
- ・「治水施設整備支出」には、国が施行する河川改修事業等の事業費等を計上している。
- ・「土地に係る支出」には、土地の購入額を計上している。
- ・「建物等に係る支出」には、建物等の購入額を計上している。
- ・「その他歳計外現金・預金本年度末残高」には、会計年度末における契約保証金に係る受入残高を計上している。

(3) その他特別会計の財務内容を理解するために特に必要と考えられる情報

①単位未満の計数の切り捨て及び100万円未満の計数の表示等

金額の単位は100万円単位とし、単位未満は切捨て処理を行っているため、合計は一致しないことがある。

100万円未満の計数がある場合には「0」で表示し、該当計数が皆無の場合には「-」で表示している。

②重要な過年度の会計処理の誤謬の修正

- ・電話加入権（無形固定資産）について、前年度の計数を遡及修正した結果、前会計年度の計数を、以下のとおり修正している。

貸借対照表

無形固定資産が225百万円減少し、資産・負債差額が同額減少している。

資産・負債差額増減計算書

資産評価差額が225百万円減少し、本年度末資産・負債差額が同額減少している。

- ・施設整備支出の会計処理について見直しを行った結果、前会計年度の計数の訂正が必要であることが判明したため、前会計年度の計数を以下のとおり修正している。

貸借対照表

公共用財産 建設仮勘定が61,304百万円増加し、資産・負債差額が同額増加している。

業務費用計算書

附帯・受託事業費が14,971百万円増加し、本年度業務費用合計が同額増加している。

資産・負債差額増減計算書

本年度業務費用合計が14,971百万円増加し、無償所管換が76,275百万円増加し、本年度末資産・負債差額が61,304百万円増加している。

区分別収支計算書

附帯・受託事業費が14,971百万円増加し、治水施設整備支出が同額減少している。

- ・物品の計上方法について見直しを行った結果、前会計年度の計数の訂正が必要であることが判明したため、前会計年度の計数を以下のとおり修正している。

貸借対照表

物品が11,297百万円増加し、資産・負債差額が同額増加している。

業務費用計算書

減価償却費が 5,937 百万円減少し、資産処分損益が 17,256 百万円減少し、本年度業務費用合計が 23,193 百万円減少している。

資産・負債差額増減計算書

本年度業務費用合計が 23,193 百万円減少し、無償所管換が 11,896 百万円減少し、本年度末資産・負債差額が 11,297 百万円増加している。

附属明細書

1. 貸借対照表項目に関する明細

(1) 資産項目の明細

① 現金・預金の明細

(単位：百万円)

内容	本年度末残高	説明
日本銀行預託金	165,943	契約保証金・決算剰余金
合計	165,943	

② たな卸資産の明細

(単位：百万円)

種類	前年度末残高	本年度増加額	本年度減少額	強制評価減	本年度末残高
工事材料品	-	3,220	-	-	3,220
燃料	-	35	-	-	35
合計	-	3,256	-	-	3,256

③ 未収金の明細

(単位：百万円)

内容	相手先	本年度末残高
公共事業費受益者等負担金債権	地方公共団体等	3,102
受託事業費債権	地方公共団体等	1,191
公共事業費受益者等負担金債権	企業	28
費用弁償金債権	企業等	39
返納金債権	個人等	158
延滞金債権	個人	0
損害賠償金債権	企業等	43
利息債権	企業等	3
消費税還付金		1,101
合計		5,670

④ 貸付金の明細

(単位：百万円)

貸付先	前年度末残高	本年度増加額	本年度減少額	本年度末残高	貸付事由
独立行政法人水資源機構	337	-	98	239	独立行政法人水資源機構収益回収償還時貸付金債権
民間都市開発推進機構	2,996	-	836	2,159	河川事業資金収益回収償還時貸付金債権等
合計	3,333	-	934	2,398	

⑤ 貸倒引当金の明細

(単位：百万円)

区分	未収金の残高			貸倒引当金の残高			適要
	前年度末残高	本年度増減額	本年度末残高	前年度末残高	本年度増減額	本年度末残高	
未収金							
徴収停止債権	-	-	-	-	-	-	-
履行期限到来等債権	120	13	134	3	3	6	過去3年間の貸倒実績に基づき算定している。
上記以外の債権	7,270	△ 1,734	5,535	-	-	-	-
合計	7,391	△ 1,721	5,670	3	3	6	

⑥ 固定資産の明細

(単位：百万円)

区分	前年度末残高	本年度増加額	本年度減少額	本年度減価償却額	評価差額 (本年度発生分)	本年度末残高
有形固定資産						
国有財産						
行政財産						
土地	49,205	874	1,746	-	-	48,333
立木竹	115	3	6	-	-	112
建物	45,629	2,561	560	3,335	-	44,295
工作物	27,040	2,284	595	3,543	-	25,186
船舶	1,955	31	9	276	-	1,701
建設仮勘定	2,098	1,128	2,098	-	-	1,128
小計	126,045	6,884	5,016	7,155	-	120,758
普通財産						
土地	3,231	2,265	1,523	-	-	3,974
立木竹	0	0	0	-	-	0
建物	115	96	147	-	-	64
工作物	72	55	60	1	-	65
船舶	-	-	-	-	-	-
小計	3,419	2,417	1,731	1	-	4,104
国有財産合計	129,464	9,301	6,747	7,156	-	124,862
公共用財産						
建設仮勘定	61,304	627,891	653,630	-	-	35,564
公共用財産合計	61,304	627,891	653,630	-	-	35,564
物品	52,026	4,909	537	14,571	-	41,828
小計	52,026	4,909	537	14,571	-	41,828
有形固定資産合計	242,795	642,103	660,915	21,728	-	202,255
無形固定資産						
国有財産						
行政財産						
特許権等	0	-	0	-	-	0
普通財産						
特許権等	73	1	39	-	-	35
国有財産合計	73	1	39	-	-	36
電話加入権	288	32	22	-	-	298
ソフトウェア	2,241	463	-	625	-	2,080
無形固定資産合計	2,604	497	62	625	-	2,414
有形固定資産・無形固定資産合計	245,399	642,601	660,977	22,353	-	204,670

⑦ 出資金の明細

出資金の増減の明細

(単位：百万円)

種類	前年度末残高	評価差額の戻入	本年度増加額	本年度減少額	評価差額 (本年度発生分)	強制評価減	本年度末残高
出資(時価のないもの)							
独立行政法人 土木研究所治水勘定	855	-	-	-	135	-	990
独立行政法人 北海道開発土木研究所	269	-	-	269	-	-	-
独立行政法人 土木研究所一般勘定	-	-	205	-	△ 10	-	194
合計	1,124	-	205	269	124	-	1,185

市場価格のない出資金の純資産額等の明細

(単位：百万円)

出資先	資産 (A)	負債 (B)	純資産額 (C=A-B)	資本金 (D)	特別会計から の出資累計額 (E)	出資割合 (F=E/D)%	純資産額に よる算出額 (G=C×F)
独立行政法人 土木研究所治水勘定	1,687	696	990	855	855	100.00%	990
独立行政法人 土木研究所一般勘定	32,747	2,754	29,993	31,681	205	0.65%	194
合計	34,435	3,451	30,984	32,536	1,061		1,185

出資先	貸借対照表 計上額 (国有財産台帳価格)	使 用 財 務 諸 表
独立行政法人 土木研究所治水勘定	990	法定財務諸表
独立行政法人 土木研究所一般勘定	194	法定財務諸表
合計	1,185	

(2) 負債項目の明細

① 未払金の明細

(単位：百万円)

内容	相手先	本年度残高
補助率差額	地方公共団体	15,424
公務災害補償費	個人	13
児童手当	個人	47
合計		15,484

② 退職給付引当金の明細

(単位：百万円)

区分	前年度末残高	本年度取崩額	本年度増加額	本年度末残高
退職手当に係る引当金	62,620	3,887	8,778	67,511
整理資源に係る引当金	48,611	4,228	1,069	45,452
遺族補償年金に係る引当金	830	113	229	945
合計	112,062	8,230	10,077	113,909

2. 業務費用計算書の内容に関する明細

(1) 補助金等の明細

(単位：百万円)

名称	相手先	金額	支出目的	連結対象の有無
補助金	地方公共団体	297,011	事業費の補助	無
	独立行政法人	553	事業費の補助	無
	独立行政法人	109	施設整備費の補助	有
	計	297,674		
交付金	独立行政法人	49,375	施設費等の交付	無
	計	49,375		
合計		347,049		

(2) 独立行政法人運営費交付金の明細

(単位：百万円)

名称	相手先	金額	支出目的	連結対象の有無
運営費交付金	独立行政法人 土木研究所	1,336	独立行政法人の運営費	有
合計		1,336		

(3) 委託費の明細

(単位：百万円)

名称	相手先	金額	支出目的	連結対象の有無
用地事務委託費	地方公共団体等	4	用地及び補償事務の委託	無
合計		4		

3. 資産・負債差額増減計算書の内容に関する明細

(1) その他の財源の明細

(単位：百万円)

款	項	金額
雑収入	雑収入	15,433
独立行政法人納付金収入	独立行政法人土木研究所納付金収入	60
合計		15,493

(2) 無償所管換等の明細

(単位：百万円)

区分	金額	資産等の内容	所管換等の理由	備考
実測と帳簿の差額	8	土地	土地を実測した結果、国有財産台帳の面積の修正に対応した修正額	
誤謬訂正	3,176	公共用財産等	帳簿の誤謬訂正により資産の増減が生じたため	
報告洩	749	建物等	報告洩れを原因とする計上洩れ	
公共物からの編入	287	土地		
公共物へ編入	△ 440	土地等		
一般会計への所管換	△ 653,630	公共用財産		
その他	△ 30	土地等		
合計	△ 649,880			

(3) 資産評価差額の明細

(単位：百万円)

区分	評価差額の戻入	本年度発生額	本年度増減額	評価差額の発生原因
出資金 (市場価格のないもの)	-	124	124	価格改定
合計	-	124	124	

4. 区分別収支計算書の内容に関する明細

(1) その他の収入の明細

(単位：百万円)

款	項	金額
雑収入	雑収入	19,094
独立行政法人納付金収入	独立行政法人土木研究所納付金収入	60
	合計	19,155

(2) その他歳計外現金・預金の明細

(単位：百万円)

	金額
前年度末残高	298
本年度受入	226
本年度払出	298
本年度末残高	226

参考情報

① 機会費用に関する情報

産業投資特別会計から無利子貸付金の財源として受け入れた額に係る機会費用は以下のとおりである。

なお、算定利回りは、当該年度末における10年利付国債利回りとなっている。

2,398百万円（「他会計繰戻未済金」の年度末残高）×1.650%＝39百万円

② 公共用財産に関する情報

堤防等の施設は、取得原価（新設改良費等）に定額法（耐用年数49年）により減価償却後の評価額を算出した。

用地は、施設の耐用年数分の用地費等を累計し算出した。

（単位：百万円）

区 分	前年度末残高	本年度増加額	本年度減少額	本年度 減価償却額	本年度末残高
施 設	43,623,420	1,329,750	1,038	1,192,614	43,759,518
用 地	16,065,648	243,391	5,118	—	16,303,921
公共用財産	59,689,068	1,573,141	6,156	1,192,614	60,063,439

「治水特別会計（治水勘定）平成18年度連結財務書類」

連結貸借対照表

治水特別会計（治水勘定）

（単位：百万円）

	前会計年度 (平成18年3月31日)	本会計年度 (平成19年3月31日)		前会計年度 (平成18年3月31日)	本会計年度 (平成19年3月31日)
<資産の部>			<負債の部>		
現金・預金	194,576	166,457	未払金	25,819	15,950
たな卸資産	-	3,256	未払費用	17	16
未収金	7,392	5,670	保管金等	300	228
前払費用	35	43	前受金	2,442	1,860
貸付金	3,333	2,398	賞与引当金	4,215	4,175
貸倒引当金	△ 3	△ 6	退職給付引当金	112,278	114,145
有形固定資産	243,919	203,414	他会計繰戻未済金	3,333	2,398
国有財産等（公共用財産を除く）	130,179	125,613			
土地	52,436	52,307			
立木竹	116	112			
建物	46,262	45,085	負債合計	148,407	138,775
工作物	27,310	25,277			
船舶	1,955	1,701	<資産・負債差額の部>		
建設仮勘定	2,098	1,128	資産・負債差額	303,737	245,082
公共用財産	61,304	35,564			
建設仮勘定	61,304	35,564			
物品等	52,435	42,235			
無形固定資産	2,620	2,429			
出資金	269	194			
資産合計	452,144	383,858	負債及び資産・負債差額合計	452,144	383,858

連結業務費用計算書

治水特別会計（治水勘定）

（単位：百万円）

	前会計年度	本会計年度
	自 平成17年4月 1日 至 平成18年3月31日	自 平成18年4月 1日 至 平成19年3月31日
人件費	57,606	56,611
賞与引当金繰入額	4,187	4,175
退職給付引当金繰入額	7,509	10,099
附帯・受託事業費	14,971	14,961
補助金等	375,410	346,940
委託費	1	4
一般会計への繰入	122	140
庁費等	5,977	5,726
その他の経費	7,910	7,941
減価償却費	23,833	22,450
貸倒引当金繰入額	△ 0	6
資産処分損益	3,950	2,565
本年度業務費用合計	501,482	471,624

連結資産・負債差額増減計算書

治水特別会計（治水勘定）

（単位：百万円）

	前会計年度 自 平成17年4月 1日 至 平成18年3月31日	本会計年度 自 平成18年4月 1日 至 平成19年3月31日
I 前年度末資産・負債差額	183,155	303,737
II 本年度業務費用合計	△ 501,482	△ 471,624
III 財源	1,194,497	1,062,862
自己収入	281,010	272,654
他会計からの受入	913,485	790,207
独立行政法人等収入	1	0
IV 無償所管換等	△ 558,603	△ 649,880
V 資産評価差額	△ 13,829	△ 10
VI 本年度末資産・負債差額	303,737	245,082

連結区分別収支計算書

治水特別会計（治水勘定）

（単位：百万円）

	前会計年度 自 平成17年4月 1日 至 平成18年3月31日	本会計年度 自 平成18年4月 1日 至 平成19年3月31日
I 業務収支		
1 財源		
自己収入	281,632	274,927
他会計からの受入	913,485	790,207
独立行政法人等収入	0	0
前年度剰余金等受入	237,160	194,278
財源合計	1,432,278	1,259,413
2 業務支出		
(1) 業務支出（施設整備支出を除く）		
人件費支出	△ 71,388	△ 69,041
附帯・受託事業費支出	△ 14,971	△ 14,961
補助金等支出	△ 381,573	△ 357,137
委託費支出	△ 1	△ 4
一般会計への繰入	△ 122	△ 140
産業投資特別会計への繰入	△ 122,285	△ 934
庁費等の支出	△ 6,824	△ 6,230
その他の支出	△ 7,905	△ 7,718
業務支出（施設整備支出を除く）合計	△ 605,073	△ 456,169
(2) 施設整備支出		
治水施設整備支出	△ 629,535	△ 632,801
土地に係る支出	△ 317	△ 1,125
建物等に係る支出	△ 2,863	△ 3,042
独立行政法人等における固定資産取得支出	△ 209	△ 42
施設整備支出合計	△ 632,926	△ 637,012
業務支出合計	△ 1,238,000	△ 1,093,181
業務収支	194,278	166,231
本年度収支	194,278	166,231
翌年度歳入繰入	194,278	166,231
その他歳計外現金・預金本年度末残高	298	226
本年度末現金・預金残高	194,576	166,457

注記

1. 連結を行った独立行政法人等の名称及び出資割合等

名 称	出資金 (百万円)	出資割合	子会社数
独立行政法人土木研究所（治水勘定）	990	100%	—

2. 出納整理期間における現金の受払いの修正の内容

国の会計においては出納整理期間が設けられており、出納整理期間中の現金の受払等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としているが、連結対象法人では出納整理期間が設けられていない。このため、連結に際しては、国の会計年度に合わせて、連結対象法人においても、本会計年度末に国の会計との出納整理期間中の現金の受払等は終了したものとして修正を行っている。

3. 連結対象法人特有の会計処理の修正の内容

連結対象法人においては、企業会計原則に対して必要な修正をした上で、それぞれの特性を反映した財務諸表を作成している。省庁別連結財務書類の作成に際して、国の会計と連結対象法人との会計処理の統一は行っていないが、以下に記載した、連結対象法人の特有の会計処理については、修正して作成している。

(1) 運営費交付金、補助金等

連結対象法人において負債に計上されている運営費交付金債務及び資産見返運営費交付金は、財源等への振替処理を行っている。

(2) 退職給付引当金及び賞与引当金

独立行政法人会計基準に基づき引当外とされている退職給付引当金及び賞与引当金については、所要額を計上している。

(3) 損益外減価償却累計額等

独立行政法人会計基準に基づき資本剰余金の減少として計上されている損益外減価償却累計額等は、業務費用等への振替処理を行っている。

4. その他会計処理の重要な相違等

(1) 有形固定資産の減価償却方法

国においては、国有財産について定率法、物品について定額法を採用しているが、連結対象法人は、定額法を採用している。

(2) 退職給付引当金の計上方法

国においては、職員の退職金の支払に備えるため期末自己都合要支給額を計上しているが、連結対象法人は主として期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき退職給付引当金を計上している。

5. 各財務書類における表示科目の内容等

(1) 貸借対照表における表示科目の内容

- ・「現金・預金」には、治水特別会計（治水勘定）における当会計年度の歳入歳出決算書上の剰余金、会計年度末における契約保証金に係る受入残高及び独立行政法人土木研究所（治水勘定）における現金預金残高を計上している。
- ・「たな卸資産」には、工事材料品、燃料を計上している。
- ・「未収金」には、治水特別会計（治水勘定）における一般会計国税収納整理基金に対する消費税還付金、企業等に対する費用弁償金債権及び損害賠償金債権等を計上している。
- ・「前払費用」には、自賠償保険の前払保険料を計上している。
- ・「貸付金」には、地方公共団体に対する河川事業資金収益回収特別貸付金、河川総合開発事業資金収益回収特別貸付金等を計上している。
- ・「貸倒引当金」には、会計年度末の債権に係る回収不能見込額を計上している。
- ・「土地」には、主に、地方整備局事務所庁舎、公務員宿舍等に係る土地を計上している。
- ・「立木竹」には、地方整備局事務所庁舎、公務員宿舍等の敷地内に係る立木竹を計上している。
- ・「建物」には、主に、治水特別会計（治水勘定）における地方整備局事務所庁舎、公務員宿舍等を計上している。
- ・「工作物」には、主に、治水特別会計（治水勘定）における地方整備局事務所庁舎、公務員宿舍等及び独立行政法人土木研究所（治水勘定）における実験棟に係る門等の工作物を計上している。
- ・「船舶」には、地方整備局事務所において工事施行に必要な船舶を計上している。
- ・「建設仮勘定」（国有財産）には、会計年度末に未完成の地方整備局事務所庁舎等に係る前払金相当額を計上している。
- ・「建設仮勘定」（公共用財産）には、会計年度末に未完成の工事等に係る前払金相当額を計上している。
- ・「物品」には、治水特別会計（治水勘定）における取得価額又は見積価格が50万円以上の重要物品及び独立行政法人土木研究所（治水勘定）が資産計上した物品を計上している。
- ・「無形固定資産」には、特許権、電話加入権、ソフトウェア等を計上している。
- ・「出資金」には、独立行政法人土木研究所（一般勘定）に対する出資を計上している。
- ・「未払金」には、治水特別会計（治水勘定）における地方公共団体に対する補助率差額等及び独立行政法人土木研究所（治水勘定）における業務委託契約に係る未払額等を計上している。
- ・「未払費用」には、独立行政法人土木研究所（治水勘定）における水道光熱費等に係る未払費用を計上している。
- ・「保管金等」には、治水特別会計（治水勘定）及び独立行政法人土木研究所（治水勘定）における会計年度末における契約保証金に係る受入残高を計上している。
- ・「前受金」には、受託及び附帯工事収納済繰越額を計上している。
- ・「賞与引当金」には、翌会計年度6月に支給される賞与（期末手当、勤勉手当）の支給見込額のうち、当会計年度に帰属する部分を計上している。
- ・「退職給付引当金」には、退職手当（退職一時金）、整理資源（昭和34年10月以前の恩給公務員期間に係る給付）、遺族補償年金（国家公務員災害補償法（昭和26年法律191号）に基づく補償のうち職員が死亡した場合に支給される遺族補償年金）に係る退職給付のうち当会計年度末に発生していると認められる額及び独立行政法人土木研究所（治水勘定）における役職員の退職給付引当金の当会計年度末残高を計上している。

- ・「他会計繰戻未済金」には、特別会計に関する法律（平成 19 年法律 23 号）附則第 66 条第 21 号の規定による廃止前の治水特別会計法（昭和 35 年法律 40 号。以下「旧法」という。）附則第 34 項の規定に基づく産業投資特別会計からの繰入金で産業投資特別会計へ繰り戻すこととなっている額を計上している。
- ・「資産・負債差額」には、本会計年度末の資産と負債との差額を計上している。

(2) 業務費用計算書における表示科目

- ・「人件費」には、治水特別会計（治水勘定）における職員の給与手当、国家公務員共済組合負担金等及び独立行政法人土木研究所（治水勘定）における役職員の給与手当、法定福利費等を計上している。
- ・「賞与引当金繰入額」には、治水特別会計（治水勘定）における翌会計年度 6 月に支給される賞与（期末手当、勤勉手当）の支給見込額のうち、当会計年度に帰属する部分及び独立行政法人土木研究所（治水勘定）における賞与のうち当会計年度に帰属する部分を計上している。
- ・「退職給付引当金繰入額」には、当会計期間に発生した退職給付に係る費用の増加額を計上している。
- ・「附帯・受託事業費」には、国が施行する河川工事に伴い必要となる附帯工事及び地方公共団体等からの委託により施行する河川工事等に要した額を計上している。
- ・「補助金等」には、地方公共団体が施行する河川改修事業費等の事業費の一部補助を目的として地方公共団体に対して支出した補助金等を計上している。
- ・「委託費」には、直轄で行う河川改修事業費等に必要な用地を確保するための用地及び補償事務の委託を目的として地方公共団体等に対して支出した金額を計上している。
- ・「一般会計への繰入」には、退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計からする一般会計への繰入れに関する法律（昭和 25 年法律 62 号）第 1 条の規定に基づき、一般会計へ繰り入れることとなっている額を計上している。
- ・「庁費等」には、物件費及び施設費のうち資産計上されない支出額を計上している。
- ・「その他の経費」には、独立掲記した勘定科目以外に当会計年度に発生した費用の合計額を計上している。
- ・「減価償却費」には、有形固定資産、無形固定資産に係る減価償却費を計上している。
- ・「貸倒引当金繰入額」には、会計年度末の債権に係る回収不能見込額の増加額を計上している。
- ・「資産処分損益」には、固定資産の処分等により発生した損益を計上している。

(3) 資産・負債差額増減計算書における表示科目

- ・「前年度末資産・負債差額」には、前年度の貸借対照表の資産・負債差額を計上している。
- ・「本年度業務費用合計」には、当会計年度に発生した業務費用合計額を計上している。
- ・「自己収入」には、国が施行する治水事業に必要な経費のうち、河川法（昭和 39 年法律 167 号）等に基づき、地方公共団体が負担する負担金の受入額・国が管理するダムの維持管理及び国が施行する導水路等の建設に必要な経費のうち、電気事業者等が負担する負担金の受入額・地方公共団体等から河川工事等を受託することによる納付金の受入額・国が施行する河川工事に伴い必要となる附帯工事について、国以外の者が負担する負担金の受入額・利息または配当による収入額、公務員宿舍料、返納金等の雑収入を計上している。
- ・「他会計からの受入」には、直轄治水事業等に要する経費の財源に充てるための旧法第 7 条第 1 項の規定による一般会計からの受入額及び多目的ダム建設工事等に要する経費の財源に充て

るための旧法第 8 条第 1 項の規定による特定多目的ダム建設工事勘定からの受入額を計上している。

- ・「独立行政法人等収入」には、独立行政法人土木研究所（治水勘定）における受取利息を計上している。
- ・「無償所管換等」には、施設完成後に一般会計に移管される公共用財産の他、資産の交換により生じた差額、帳簿の誤謬訂正により生じた資産の増減、実測により生じた従来の国有財産台帳等の価額との差額、計上漏れの把握により生じた差額等を計上している。
- ・「資産評価差額」には、政府出資の国有財産台帳価格の改定に係る評価差額を計上している。
- ・「本年度末資産・負債差額」には、本年度の貸借対照表の資産・負債差額を計上している。

(4) 区分別収支計算書における表示科目

- ・「自己収入」には、国が施行する治水事業に必要な経費のうち、河川法等に基づき、地方公共団体が負担する負担金の受入額・国が管理するダムの維持管理及び国が施行する導水路等の建設に必要な経費のうち、電気事業者等が負担する負担金の受入額・地方公共団体等から河川工事等を受託することによる納付金の受入額・国が施行する河川工事に伴い必要となる附帯工事について、国以外の者が負担する負担金の受入額・国有財産売却収入の額・河川事業資金収益回収特別貸付金等の償還額・独立掲記した勘定科目以外の当会計年度における歳入額を計上している。
- ・「他会計からの受入」には、主に、直轄治水事業等に要する経費の財源に充てるための旧法第 7 条第 1 項の規定による一般会計からの受入額等を計上している。
- ・「独立行政法人等収入」には、独立行政法人土木研究所（治水勘定）における受取利息の入金額を計上している。
- ・「前年度剰余金受入」には、治水特別会計（治水勘定）における旧法第 18 条第 1 項の規定による前年度の決算上の剰余金額及び独立行政法人土木研究所（治水勘定）における前年度の資金期末残高を計上している。
- ・「人件費支出」には、治水特別会計（治水勘定）における職員の給与手当、国家公務員共済組合負担金等に係る支出額及び独立行政法人土木研究所（治水勘定）の役職員にかかる給与手当、法定福利費等を計上している。
- ・「附帯・受託事業費支出」には、国が施行する河川工事に伴い必要となる附帯工事及び地方公共団体等からの委託により施行する河川工事等に要した額を計上している。
- ・「補助金等支出」には、地方公共団体が施行する河川改修事業等の事業費の一部補助を目的として地方公共団体に対して支出した金額等を計上している。
- ・「委託費支出」には、直轄で行う河川改修事業費等に必要な用地を確保するための用地及び補償事務の委託を目的として地方公共団体等に対して支出した金額を計上している。
- ・「一般会計への繰入」には、退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計からする一般会計への繰入れに関する法律第 1 条の規定に基づき、一般会計へ繰り入れることとなっている額を計上している。
- ・「産業投資特別会計への繰入」には、旧法附則第 32 項等の規定に基づく産業投資特別会計への繰入額を計上している。
- ・「庁費等の支出」には、物件費及び施設費のうち資産計上されない支出額を計上している。
- ・「その他の支出」には、独立掲記した勘定科目以外の当会計年度における支出額を計上している。
- ・「治水施設整備支出」には、国が施行する河川改修事業等の事業費等を計上している。

- ・「土地に係る支出」には、土地の購入額を計上している。
- ・「建物等に係る支出」には、建物等の購入額を計上している。
- ・「独立行政法人等における固定資産取得支出」には、独立行政法人土木研究所（治水勘定）における固定資産取得の支出額を計上している。
- ・「その他歳計外現金・預金本年度末残高」には、会計年度末における契約保証金に係る受入残高を計上している。

6. その他特別会計の財務内容を理解するために特に必要と考えられる情報

(1) 単位未満の計数の切捨て及び100万円未満の計数の表示等

金額の単位は100万円単位とし、単位未満は切捨て処理を行っているため、合計は一致しないことがある。

100万円未満の計数がある場合には「0」で表示し、該当計数が皆無の場合には「-」で表示している。

(2) 重要な過年度の会計処理の誤謬の修正

- ・電話加入権（無形固定資産）について、前年度の計数を遡及修正した結果、前会計年度の計数を、以下のとおり修正している。

連結貸借対照表

無形固定資産が225百万円減少し、資産・負債差額が同額減少している。

連結資産・負債差額増減計算書

資産評価差額が225百万円減少し、本年度末資産・負債差額が同額減少している。

- ・施設整備支出の会計処理について見直しを行った結果、前会計年度の計数の訂正が必要であることが判明したため、前会計年度の計数を以下のとおり修正している。

連結貸借対照表

公共用財産 建設仮勘定が61,304百万円増加し、資産・負債差額が同額増加している。

連結業務費用計算書

附帯・受託事業費が14,971百万円増加し、本年度業務費用合計が同額増加している。

連結資産・負債差額増減計算書

本年度業務費用合計が14,971百万円増加し、無償所管換が76,275百万円増加し、本年度末資産・負債差額が61,304百万円増加している。

連結区分別収支計算書

附帯・受託事業費が14,971百万円増加し、治水施設整備支出が同額減少している。

- ・物品の計上方法について見直しを行った結果、前会計年度の計数の訂正が必要であることが判明したため、前会計年度の計数を以下のとおり修正している。

連結貸借対照表

物品が11,297百万円増加し、資産・負債差額が同額増加している。

連結業務費用計算書

減価償却費が5,937百万円減少し、資産処分損益が17,256百万円減少し、本年度業務費用合計が23,193百万円減少している。

連結資産・負債差額増減計算書

本年度業務費用合計が23,193百万円減少し、無償所管換が11,896百万円減少し、本年度末資産・負債差額が11,297百万円増加している。

附属明細書

○資産及び負債の明細

(単位：百万円)

	治水特別会計 (治水勘定)	独立行政法人 土木研究所 (治水勘定)	相殺消去	連結合計
<資産の部>				
現金・預金	165,943	513	-	166,457
たな卸資産	3,256	-	-	3,256
未収金	5,670	0	-	5,670
前払費用	43	-	-	43
貸付金	2,398	-	-	2,398
貸倒引当金	△ 6	-	-	△ 6
有形固定資産	202,255	1,158	-	203,414
国有財産等(公共用財産を除く)	124,862	751	-	125,613
土地	52,307	-	-	52,307
立木竹	112	-	-	112
建物	44,360	724	-	45,085
工作物	25,251	26	-	25,277
船舶	1,701	-	-	1,701
建設仮勘定	1,128	-	-	1,128
公共用財産	35,564	-	-	35,564
建設仮勘定	35,564	-	-	35,564
物品等	41,828	407	-	42,235
無形固定資産	2,414	15	-	2,429
出資金	1,185	-	△ 990	194
資産合計	383,161	1,687	△ 990	383,858
<負債の部>				
未払金	15,484	465	-	15,950
未払費用	-	16	-	16
保管金等	226	2	-	228
前受金	1,860	-	-	1,860
賞与引当金	4,147	27	-	4,175
退職給付引当金	113,909	235	-	114,145
他会計繰戻未済金	2,398	-	-	2,398
負債合計	138,027	748	-	138,775
<資産・負債差額の部>				
資産・負債差額	245,134	939	△ 990	245,082

○業務費用の明細

(単位：百万円)

	治水特別会計 (治水勘定)	独立行政法人 土木研究所 (治水勘定)	相殺消去	連結合計
人件費	56,168	442	-	56,611
賞与引当金繰入額	4,147	27	-	4,175
退職給付引当金繰入額	10,077	22	-	10,099
附帯・受託事業費	14,961	-	-	14,961
補助金等	347,049	-	△ 109	346,940
独立行政法人運営費交付金	1,336	-	△ 1,336	-
委託費	4	-	-	4
一般会計への繰入	140	-	-	140
庁費等	5,726	-	-	5,726
その他の経費	7,130	811	-	7,941
減価償却費	22,353	97	-	22,450
貸倒引当金繰入額	6	-	-	6
資産処分損益	2,564	1	-	2,565
本年度業務費用合計	471,668	1,402	△ 1,445	471,624

(単位：百万円)

その他の経費内訳	治水特別会計 (治水勘定)	独立行政法人 土木研究所 (治水勘定)	相殺消去	連結合計
省庁別財務書類でのその他の経費	7,130	-	-	7,130
連結対象法人での業務費用	-	759	-	759
連結対象法人での一般管理費	-	45	-	45
連結対象法人でのその他経費	-	6	-	6
計	7,130	811	-	7,941

○資産・負債差額増減の明細

(単位：百万円)

	治水特別会計 (治水勘定)	独立行政法人 土木研究所 (治水勘定)	相殺消去	連結合計
前年度末資産・負債差額	303,636	956	△ 855	303,737
本年度業務費用合計	△ 471,668	△ 1,402	1,445	△ 471,624
財源	1,062,922	1,445	△ 1,505	1,062,862
自己収入	272,715	-	△ 60	272,654
他会計からの受入	790,207	-	-	790,207
独立行政法人等収入	-	1,445	△ 1,445	0
無償所管換等	△ 649,880	-	-	△ 649,880
資産評価差額	124	-	△ 135	△ 10
中期計画期間終了に伴う国庫納付金	-	△ 60	60	-
本年度末資産・負債差額	245,134	939	△ 990	245,082

○区分別収支計算書の明細

(単位：百万円)

	治水特別会計 (治水勘定)	独立行政法人 土木研究所 (治水勘定)	相殺消去	連結合計
業務収支	165,717	513	-	166,231
財源	1,259,248	1,671	△ 1,506	1,259,413
自己収入	274,987	-	△ 60	274,927
他会計からの受入	790,207	-	-	790,207
独立行政法人等収入	-	1,445	△ 1,445	0
前年度剰余金等受入	194,052	225	-	194,278
業務支出(施設整備支出除く)	△ 456,560	△ 1,114	1,506	△ 456,169
人件費支出	△ 68,576	△ 465	-	△ 69,041
附帯・受託事業費支出	△ 14,961	-	-	△ 14,961
補助金等支出	△ 357,246	-	109	△ 357,137
独立行政法人運営費交付金	△ 1,336	-	1,336	-
委託費支出	△ 4	-	-	△ 4
一般会計への繰入	△ 140	-	-	△ 140
産業投資特別会計への繰入	△ 934	-	-	△ 934
庁費等の支出	△ 6,230	-	-	△ 6,230
その他の支出	△ 7,129	△ 649	60	△ 7,718
施設整備支出	△ 636,969	△ 42	-	△ 637,012
治水施設整備支出	△ 632,801	-	-	△ 632,801
土地に係る支出	△ 1,125	-	-	△ 1,125
建物等に係る支出	△ 3,042	-	-	△ 3,042
独立行政法人等における固定資産取得支出	-	△ 42	-	△ 42
本年度収支	165,717	513	-	166,231
翌年度歳入繰入	165,717	513	-	166,231
その他歳計外現金・預金本年度末残高	226	-	-	226
本年度末現金・預金残高	165,943	513	-	166,457

「治水特別会計（特定多目的ダム建設工事勘定）平成18年度財務書類」

貸借対照表

治水特別会計（特定多目的ダム建設工事勘定）

（単位：百万円）

	前会計年度	本会計年度		前会計年度	本会計年度
	(平成18年3月31日)	(平成19年3月31日)		(平成18年3月31日)	(平成19年3月31日)
<資産の部>			<負債の部>		
現金・預金	50,950	39,256	保管金等	12	253
たな卸資産	-	202	前受金	914	533
未収金	2,648	1,118			
有形固定資産	116,725	99,643			
国有財産 <small>（公共用財産を除く）</small>	59,901	57,985			
土地	24,613	24,557			
立木竹	53	51			
建物	21,517	20,788	負債合計	927	786
工作物	12,716	11,776	<資産・負債差額の部>		
船舶	929	807	資産・負債差額	169,743	139,759
建設仮勘定	71	4			
公共用財産	31,321	20,554			
建設仮勘定	31,321	20,554			
物品	25,502	21,103			
無形固定資産	345	325			
資産合計	170,671	140,546	負債及び資産・負債差額合計	170,671	140,546

業務費用計算書

治水特別会計（特定多目的ダム建設工事勘定）

（単位：百万円）

	前会計年度	本会計年度
	自 平成17年4月 1日	自 平成18年4月 1日
	至 平成18年3月31日	至 平成19年3月31日
受託事業費	5,756	5,661
治水勘定への繰入	12,773	12,108
庁費等	359	392
その他の経費	1,668	1,671
減価償却費	9,957	9,744
資産処分損益	1,656	1,114
本年度業務費用合計	32,172	30,692

資産・負債差額増減計算書

治水特別会計（特定多目的ダム建設工事勘定）

（単位：百万円）

	前会計年度 自 平成17年4月 1日 至 平成18年3月31日	本会計年度 自 平成18年4月 1日 至 平成19年3月31日
I 前年度末資産・負債差額	114,550	169,743
II 本年度業務費用合計	△ 32,172	△ 30,692
III 財源	221,403	186,081
1 自己収入	68,771	69,549
地方公共団体工事費負担金収入	31,932	32,485
電気事業者等工事費負担金収入	29,524	32,165
受託工事納付金収入	6,815	4,490
その他の財源	499	407
2 他会計（勘定）からの受入	152,631	116,532
一般会計からの受入	152,631	116,532
IV 無償所管換等	△ 129,226	△ 185,373
V 資産評価差額	△ 4,811	-
VI 本年度末資産・負債差額	169,743	139,759

区分別収支計算書

治水特別会計（特定多目的ダム建設工事勘定）

（単位：百万円）

	前会計年度	本会計年度
	自 平成17年4月 1日 至 平成18年3月31日	自 平成18年4月 1日 至 平成19年3月31日
I 業務収支		
1 財源		
地方公共団体工事費負担金収入	31,932	32,485
電気事業者等工事費負担金収入	29,524	32,165
受託工事納付金収入	6,063	5,639
資産売払収入	48	70
その他の収入	498	407
一般会計からの受入	152,631	116,532
前年度剰余金受入	38,126	50,938
財源合計	258,826	238,238
2 業務支出		
(1) 業務支出（施設整備支出を除く）		
受託事業費	△ 5,756	△ 5,661
治水勘定への繰入	△ 12,773	△ 12,108
産業投資特別会計への繰入	△ 21,131	-
庁費等の支出	△ 464	△ 464
その他の支出	△ 1,668	△ 1,671
業務支出（施設整備支出を除く）合計	△ 41,794	△ 19,904
(2) 施設整備支出		
多目的ダム建設支出	△ 164,362	△ 177,182
土地に係る支出	△ 133	△ 485
建物等に係る支出	△ 1,598	△ 1,662
施設整備支出合計	△ 166,094	△ 179,331
業務支出合計	△ 207,888	△ 199,236
業務収支	50,938	39,002
本年度収支	50,938	39,002
翌年度歳入繰入	50,938	39,002
その他歳計外現金・預金本年度末残高	12	253
本年度末現金・預金残高	50,950	39,256

注記

1. 重要な会計方針

(1) たな卸資産の評価基準及び評価方法
個別法による原価法によって評価している。

(2) 有形固定資産及び無形固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

国有財産の管理は、勘定別に行うのではなく、特別会計として一体的に行っており、国有財産台帳も勘定別に調製されていない。このため、便宜上、治水勘定と特定多目的ダム建設工事勘定の過去の累計事業費（維持管理に係るものを除く）の比率で按分した額を計上している。

国有財産法の適用がある資産は、建物、工作物、船舶毎の合計価額に、定率法による減価償却を行っている。また、物品については、合計価額を定額法により減価償却を行っている。

② 無形固定資産

地上権、特許権の管理は、勘定別に行うのではなく、特別会計として一体的に行っており、国有財産台帳も勘定別に調製されていない。このため、便宜上、治水勘定と特定多目的ダム建設工事勘定の過去の累計事業費（維持管理に係るものを除く）の比率で按分した額を計上している。

ソフトウェアについては、簡便的に、過去（5年間）の開発費を累計の上、定額法による減価償却を行っている。

(3) 貸倒引当金の計上基準、計算方法

不納欠損を生じている雑入等債権について、過去3年間の債権の不納欠損実績に基づいて算出した額を計上している。

(4) その他財務書類作成のための基本となる重要事項

① 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

② 公共用財産について

治水特別会計は、治水事業等の工事に関する経理を明確にするために設けられた特別会計であり、当会計が整備する公共用財産（ダム等）は、「一般会計」の財産に帰属することになる。

なお、当会計で実施した事業の成果を明らかにするため、治水事業等により整備した公共用財産について参考資料として添付している。

2. 翌年度以降支出予定額

(1) 歳出予算の繰越

平成 18 年度末の「歳出予算の繰越債務負担額」の翌年度以降への繰越債務額は 14,599 百万円である。

(2) 国庫債務負担行為による負担額

平成 18 年度末の国庫債務負担行為による繰越債務負担額は 129,917 百万円である。

3. 追加情報等

(1) 出納整理期間について

当特別会計では出納整理期間が設けられている。このため、出納整理期間中の現金の支払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としている。

(2) 各財務書類における表示科目の内容等

① 貸借対照表における表示科目の内容

- ・「現金・預金」には、当会計年度の歳入歳出決算上の剰余金を計上している。
- ・「たな卸資産」には、工事材料品、燃料を計上している。
- ・「未収金」には、企業等に対する損害賠償債権等を計上している。
- ・「土地」には、主に、地方整備局事務所庁舎、公務員宿舎等に係る土地を計上している。
- ・「立木竹」には、地方整備局事務所庁舎、公務員宿舎等の敷地内に係る立木竹を計上している。
- ・「建物」には、地方整備局事務所庁舎、公務員宿舎等を計上している。
- ・「工作物」には、地方整備局事務所庁舎、公務員宿舎等に係る門等の工作物を計上している。
- ・「船舶」には、地方整備局事務所において工事施行に必要な船舶を計上している。
- ・「建設仮勘定」（国有財産）には、会計年度末に未完成の地方整備局事務所庁舎等に係る前払金相当額を計上している。
- ・「建設仮勘定」（公共用財産）には、会計年度末に未完成の工事等に係る前払金相当額を計上している。
- ・「物品」には、取得価額又は見積価格が 50 万円以上の重要物品を計上している。
- ・「無形固定資産」には、特許権、電話加入権、ソフトウェア等を計上している。
- ・「保管金等」には、会計年度末における契約保証金に係る受入残高を計上している。
- ・「前受金」には、受託工事収納済繰越額を計上している。
- ・「資産・負債差額」には、本会計年度末の資産と負債との差額を計上している。

② 業務費用計算書における表示科目

- ・「受託事業費」には、特定の多目的ダムの建設工事に関連する工事で地方公共団体等からの委託による工事に要する額を計上している。
- ・「治水勘定への繰入」には、特別会計に関する法律（平成 19 年法律 23 号）附則第 66 条第 21 号の規定による廃止前の治水特別会計法（昭和 35 年法律 40 号。以下「旧法」という。）第 8 条第 1 項の規定に基づき、多目的ダム建設工事等に要する経費の財源に充てるため、治水勘定へ繰り入れることとなっている額を計上している。
- ・「庁費等」には、物件費及び施設費のうち資産計上されない支出額を計上している。

- ・「その他の経費」には、独立掲記した勘定科目以外に当会計年度に発生した費用の合計額を計上している。
- ・「減価償却費」には、有形固定資産、無形固定資産に係る減価償却費を計上している。
- ・「資産処分損益」には、固定資産の処分等により発生した損益を計上している。

③ 資産・負債差額増減計算書における表示科目

- ・「前年度末資産・負債差額」には、前年度の貸借対照表の資産・負債差額を計上している。
- ・「本年度業務費用合計」には、当会計年度に発生した業務費用合計額を計上している。
- ・「地方公共団体工事費負担金収入」には、国が施行する特定の多目的ダム建設工事に必要な経費のうち、河川法（昭和 39 年法律 167 号）に基づき、地方公共団体が負担する負担金の受入額を計上している。
- ・「電気事業者等工事費負担金収入」には、国が施行する特定の多目的ダム建設工事に必要な経費のうち、特定多目的ダム法（昭和 32 年法律 35 号）に基づき、電気事業者等が負担する負担金の受入額を計上している。
- ・「受託工事納付金収入」には、特定の多目的ダム建設工事に関連する工事を地方公共団体等から受託することによる納付金の受入額を計上している。
- ・「その他の財源」には、利息または配当による収入額、公務員宿舍料、返納金等の雑収入を計上している。
- ・「一般会計からの受入」には、多目的ダム建設工事等に要する経費の財源に充てるための旧法第 7 条第 2 項の規定による一般会計からの受入額を計上している。
- ・「無償所管換等」には、施設完成後に一般会計に移管される公共用財産の他、資産の交換により生じた差額、帳簿の誤謬訂正により生じた資産の増減、実測により生じた従来の国有財産台帳等の価額との差額、計上漏れの把握により生じた差額等を計上している。
- ・「本年度末資産・負債差額」には、本年度の貸借対照表の資産・負債差額を計上している。

④ 区分別収支計算書における表示科目

- ・「地方公共団体工事費負担金収入」には、国が施行する特定の多目的ダム建設工事に必要な経費のうち、河川法に基づき、地方公共団体が負担する負担金の受入額を計上している。
- ・「電気事業者等工事費負担金収入」には、国が施行する特定の多目的ダム建設工事に必要な経費のうち、特定多目的ダム法に基づき、電気事業者等が負担する負担金の受入額を計上している。
- ・「受託工事納付金収入」には、特定の多目的ダム建設工事に関連する工事を地方公共団体等から受託することによる納付金の受入額を計上している。
- ・「資産売払収入」には、国有財産売払収入の額を計上している。
- ・「その他の収入」には、独立掲記した勘定科目以外の当会計年度における歳入額を計上している。
- ・「一般会計からの受入」には、多目的ダム建設工事等に要する経費の財源に充てるための旧法第 7 条第 2 項の規定による一般会計からの受入額を計上している。
- ・「前年度剰余金受入」には、旧法第 18 条第 2 項の規定による前年度の決算上の剰余金額を計上している。
- ・「受託事業費」には、特定の多目的ダムの建設工事に関連する工事で地方公共団体等からの委託による工事に要する額を計上している。

- ・「治水勘定への繰入」には、旧法第8条第1項の規定に基づき、多目的ダム建設工事等に要する経費の財源に充てるため、治水勘定へ繰り入れることとなっている額を計上している。
- ・「庁費等の支出」には、物件費及び施設費のうち資産計上されない支出額を計上している。
- ・「その他の支出」には、独立掲記した勘定科目以外の当会計年度における支出額を計上している。
- ・「多目的ダム建設支出」には、多目的ダム建設事業等の事業費等を計上している。
- ・「土地に係る支出」には、土地の購入額を計上している。
- ・「建物等に係る支出」には、建物等の購入額を計上している。
- ・「その他歳計外現金・預金本年度末残高」には、会計年度末における契約保証金に係る受入残高を計上している。

(3) その他特別会計の財務内容を理解するために特に必要と考えられる情報

① 単位未満の計数の切り捨て及び100万円未満の計数の表示等

金額の単位は100万円単位とし、単位未満は切捨て処理を行っているため、合計は一致しないことがある。

100万円未満の計数がある場合には「0」で表示し、該当計数が皆無の場合には「-」で表示している。

② 重要な過年度の会計処理の誤謬の修正

- ・電話加入権（無形固定資産）について、前年度の計数を遡及修正した結果、前会計年度の計数を、以下のとおり修正している。

貸借対照表

無形固定資産が14百万円減少し、資産・負債差額が同額減少している。

資産・負債差額増減計算書

資産評価差額が14百万円減少し、本年度末資産・負債差額が同額減少している。

- ・施設整備支出の会計処理について見直しを行った結果、前会計年度の計数の訂正が必要であることが判明したため、前会計年度の計数を以下のとおり修正している。

貸借対照表

公共用財産 建設仮勘定が31,321百万円増加し、資産・負債差額が同額増加している。

業務費用計算書

受託事業費が5,756百万円増加し、本年度業務費用合計が同額増加している。

資産・負債差額増減計算書

本年度業務費用合計が5,756百万円増加し、無償所管換が37,078百万円増加し、本年度末資産・負債差額が31,321百万円増加している。

区分別収支計算書

受託事業費が5,756百万円増加し、多目的ダム建設支出が同額減少している。

- ・物品の計上方法について見直しを行った結果、前会計年度の計数の訂正が必要であることが判明したため、前会計年度の計数を以下のとおり修正している。

貸借対照表

物品が4,735百万円増加し、資産・負債差額が同額増加している。

業務費用計算書

減価償却費が2,730百万円減少し、資産処分損益が7,448百万円減少し、本年度業務費用合計が10,179百万円減少している。

資産・負債差額増減計算書

本年度業務費用合計が 10,179 百万円減少し、無償所管換が 5,444 百万円減少し、本年度末資産・負債差額が 4,735 百万円増加している。

附属明細書

1. 貸借対照表項目に関する明細

(1) 資産項目の明細

① 現金・預金の明細

(単位:百万円)

内容	本年度末残高	説明
日本銀行預託金	39,256	契約保証金・決算剰余金
合計	39,256	

② たな卸資産の明細

(単位:百万円)

種類	前年度末残高	本年度増加額	本年度減少額	強制評価減	本年度末残高
工事材料品	-	202	-	-	202
燃料	-	0	-	-	0
合計	-	202	-	-	202

③ 未収金の明細

(単位:百万円)

内容	相手先	本年度末残高
受託事業費債権	地方公共団体等	1,113
損害賠償金債権	企業等	2
利息債権	企業等	2
延滞金債権	企業等	0
合計		1,118

④ 貸倒引当金の明細

(単位:百万円)

区分	未収金の残高			貸倒引当金の残高			適要
	前年度末残高	本年度増減額	本年度末残高	前年度末残高	本年度増減額	本年度末残高	
未収金							
徴収停止債権	-	-	-	-	-	-	-
履行期限到来等債権	3	0	3	-	-	-	-
上記以外の債権	2,645	△ 1,530	1,114	-	-	-	-
合計	2,648	△ 1,530	1,118	-	-	-	-

⑤ 固定資産の明細

(単位:百万円)

区分	前年度末残高	本年度増加額	本年度減少額	本年度減価償却額	評価差額 (本年度発生分)	本年度末残高
有形固定資産						
国庫財産						
行政財産						
土地	23,184	377	753	-	-	22,808
立木竹	53	1	2	-	-	51
建物	21,468	1,104	241	1,570	-	20,760
工作物	12,684	985	256	1,665	-	11,747
船舶	929	13	3	131	-	807
建設仮勘定	71	4	71	-	-	4
小計	58,391	2,486	1,330	3,367	-	56,179
普通財産						
土地	1,428	977	656	-	-	1,749
立木竹	0	0	0	-	-	0
建物	49	41	63	-	-	27
工作物	31	23	26	0	-	28
船舶	-	-	-	-	-	-
小計	1,510	1,042	746	0	-	1,805
国庫財産合計	59,901	3,529	2,077	3,368	-	57,985
公共用財産						
建設仮勘定	31,321	175,065	185,832	-	-	20,554
公共用財産合計	31,321	175,065	185,832	-	-	20,554
物品	25,502	2,117	231	6,284	-	21,103
有形固定資産合計	116,725	180,712	188,141	9,653	-	99,643
無形固定資産						
国庫財産						
行政財産						
特許権等	0	0	-	-	-	0
普通財産						
特許権等	16	0	1	-	-	15
国庫財産合計	16	0	1	-	-	16
電話加入権	16	12	0	-	-	28
ノウハウ	313	59	-	91	-	281
無形固定資産合計	345	72	1	91	-	325
有形固定資産・無形固定資産合計	117,071	180,785	188,143	9,744	-	99,969

2. 資産・負債差額増減計算書の内容に関する明細

(1) その他の財源の明細

(単位:百万円)

款	項	金額
雑収入	雑収入	407
	合計	407

(2) 無償所管換等の明細

(単位:百万円)

区分	相手先	金額	資産等の内容	所管換等の理由	備考
実測と帳簿の差額	-	3	土地	土地を実測した結果、国有財産台帳の面積の修正に対応した修正額	
誤謬訂正	-	183	たな卸資産等	帳簿の誤謬訂正により資産の増減が生じたため	
報告洩れ	-	323	建物等	報告の洩れを原因とする計上漏れ	
公共物から繰入	-	123	土地		
公共物へ繰入	-	△ 190	土地等		
一般会計へ所管換	-	△ 185,832	公共用財産		
その他	-	14	土地等		
合計		△ 185,373			

3. 区分別収支計算書の内容に関する明細

(1) その他の収入の明細

(単位:百万円)

款	項	金額
雑収入	雑収入	407
	合計	407

(2) その他歳計外現金・預金の明細

(単位:百万円)

	金額
前年度末残高	12
本年度受入	253
本年度払出	12
本年度末残高	253

参考情報

① 公共用財産に関する情報

堤防等の施設は、取得原価（新設改良費等）に定額法（耐用年数 49 年）により減価償却後の評価額を算出した。

用地は、施設の耐用年数分の用地費等を累計し算出した。

(単位：百万円)

区 分	前年度末残高	本年度増加額	本年度減少額	本年度 減価償却額	本年度末残高
施 設	4,705,848	122,614	41	135,082	4,693,339
用 地	685,929	63,219	540	—	748,608
公共用財産	5,391,777	185,833	581	135,082	5,441,947

「治水特別会計：平成18年度勘定合算財務書類」

合算貸借対照表

治水特別会計

(単位：百万円)

	前会計年度	本会計年度		前会計年度	本会計年度
	(平成18年3月31日)	(平成19年3月31日)		(平成18年3月31日)	(平成19年3月31日)
<資産の部>			<負債の部>		
現金・預金	245,301	205,200	未払金	25,672	15,484
たな卸資産	-	3,458	保管金等	311	479
未収金	10,039	6,788	前受金	3,356	2,393
前払費用	35	43	賞与引当金	4,187	4,147
貸付金	3,333	2,398	退職給付引当金	112,062	113,909
貸倒引当金	△ 3	△ 6	他会計繰戻未済金	3,333	2,398
有形固定資産	359,521	301,899			
国有財産 <small>(公共用財産を除く)</small>	189,366	182,848			
土地	77,050	76,865			
立木竹	169	164			
建物	67,262	65,148			
工作物	39,829	37,027	負債合計	148,923	138,813
船舶	2,884	2,508	<資産・負債差額の部>		
建設仮勘定	2,170	1,133	資産・負債差額	473,380	384,894
公共用財産	92,626	56,119			
建設仮勘定	92,626	56,119			
物品	77,528	62,931			
無形固定資産	2,949	2,740			
出資金	1,124	1,185			
資産合計	622,304	523,707	負債及び資産・負債差額合計	622,304	523,707

合算業務費用計算書

治水特別会計

(単位：百万円)

	前会計年度	本会計年度
	自 平成17年4月 1日 至 平成18年3月31日	自 平成18年4月 1日 至 平成19年3月31日
人件費	57,170	56,168
賞与引当金繰入額	4,187	4,147
退職給付引当金繰入額	7,509	10,077
附帯・受託事業費	20,728	20,622
補助金等	375,520	347,049
独立行政法人運営費交付金	1,338	1,336
委託費	1	4
一般会計への繰入	122	140
庁費等	6,337	6,118
その他の経費	8,667	8,801
減価償却費	33,698	32,098
貸倒引当金繰入額	△ 0	6
資産処分損益	5,601	3,679
本年度業務費用合計	520,882	490,252

合算資産・負債差額増減計算書

治水特別会計

(単位：百万円)

	前会計年度	本会計年度
	自 平成17年4月 1日 至 平成18年3月31日	自 平成18年4月 1日 至 平成19年3月31日
I 前年度末資産・負債差額	297,607	473,380
II 本年度業務費用合計	△ 520,882	△ 490,252
III 財源	1,403,126	1,236,896
1 自己収入	349,782	342,264
地方公共団体工事費負担金収入	266,887	252,591
電気事業者等工事費負担金収入	46,148	52,640
受託工事納付金収入	20,874	18,009
附帯工事費負担金収入	4,170	3,121
その他の財源	11,702	15,901
2 他会計（勘定）からの受入	1,053,343	894,632
一般会計からの受入	1,053,343	894,632
IV 無償所管換等	△ 687,830	△ 835,254
V 資産評価差額	△ 18,640	124
VI 本年度末資産・負債差額	473,380	384,894

合算区分別収支計算書

治水特別会計

(単位：百万円)

	前会計年度 自 平成17年4月 1日 至 平成18年3月31日	本会計年度 自 平成18年4月 1日 至 平成19年3月31日
I 業務収支		
1 財源		
地方公共団体工事費負担金収入	266,887	252,591
電気事業者等工事費負担金収入	45,291	50,886
受託工事納付金収入	19,549	18,626
附帯工事費負担金収入	3,599	2,881
資産売却収入	148	273
貸付金の回収による収入	4,197	934
その他の収入	10,028	19,562
一般会計からの受入	1,053,343	894,632
前年度剰余金受入	274,929	244,990
財源合計	1,677,974	1,485,378
2 業務支出		
(1) 業務支出 (施設整備支出を除く)		
人件費	△ 70,924	△ 68,576
附帯・受託事業費	△ 20,728	△ 20,622
補助金等	△ 381,682	△ 357,246
独立行政法人運営費交付金	△ 1,338	△ 1,336
委託費	△ 1	△ 4
一般会計への繰入	△ 122	△ 140
産業投資特別会計への繰入	△ 143,416	△ 934
庁費等の支出	△ 7,289	△ 6,694
その他の支出	△ 8,667	△ 8,800
業務支出 (施設整備支出を除く) 合計	△ 634,172	△ 464,357
(2) 施設整備支出		
治水施設整備支出	△ 629,535	△ 632,801
多目的ダム建設支出	△ 164,362	△ 177,182
土地に係る支出	△ 451	△ 1,611
建物等に係る支出	△ 4,461	△ 4,704
施設整備支出合計	△ 798,811	△ 816,300
業務支出合計	△ 1,432,984	△ 1,280,658
業務収支	244,990	204,720
本年度収支	244,990	204,720
翌年度歳入繰入	244,990	204,720
その他歳計外現金・預金本年度末残高	311	479
本年度末現金・預金残高	245,301	205,200

注記

1. 重要な会計方針

(1) たな卸資産の評価基準及び評価方法
個別法による原価法によって評価している。

(2) 有形固定資産及び無形固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

国有財産法の適用がある資産は、建物、工作物、船舶毎の合計価額に、定率法による減価償却を行っている。また、物品については、合計価額を定額法により減価償却を行っている。

② 無形固定資産

ソフトウェアについては、簡便的に、過去（5年間）の開発費を累計の上、定額法による減価償却を行っている。

(3) 引当金の計上基準、計算方法

① 貸倒引当金

不納欠損を生じている雑入等債権について、過去3年間の債権の不納欠損実績に基づいて算出した額を計上している。

貸付金については、地方公共団体に対するものや、貸付にあたり金融機関の債務保証を義務付けているもののみであり、かつ、過去に回収不能となった事例が存しないため、回収不能見込みがないと判断し貸倒引当金を計上していない。

② 賞与引当金

職員の賞与の支払に備えるため、支給見込額のうち当期に負担する金額を下記の計算方法により計上している。

期末手当	$\text{翌年度期末手当予算額} \times 6 \text{ 月期支給割合} / \text{年間支給割合} \times 4/6$
勤勉手当	$\text{翌年度勤勉手当予算額} \times 6 \text{ 月期支給割合} / \text{年間支給割合} \times 4/6$

③ 退職給付引当金

・退職手当に係る退職給付引当金

職員の退職金の支払に備えるため期末自己都合要支給額（基本額及び調整額）を下記の計算方法により計上している。

（基本額）勤続年数階層毎人員数×平均俸給額×自己都合退職手当支給率

（調整額）国家公務員退職手当法（昭和28年法律182号）第6条の4の定められた区分毎人数×想定される調整月額単価×60ヶ月

・整理資源に係る退職給付引当金

国家公務員共済年金のうち、整理資源に係る引当金については、将来給付見込額の割引現在価値額を計上している。

・遺族補償年金に係る引当金

遺族補償年金に係る引当金については、支給率×平均給与×割引率を乗じて算出し計上している。

(4) その他財務書類作成のための基本となる重要事項

① 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

② 勘定間の債権債務等について

合算財務書類作成にあたり、各勘定の財務書類における勘定間の債権債務、繰入/受入取引は、相殺消去している。

③ 公共用財産について

治水特別会計は、治水事業等の工事に関する経理を明確にするために設けられた特別会計であり、当会計が整備する公共用財産（堤防等）は、一般会計の財産に帰属することになる。

なお、当会計で実施した事業の成果を明らかにするため、治水事業等により整備した公共用財産について参考資料として添付している。

2. 重要な会計方針の変更等

(1) 「出資金」のうち市場価格のないものの計上方法について

従来、「出資金」のうち市場価格のないものについては、出資金額をもって貸借対照表価額としていたが、「省庁別財務書類の作成について」（平成16年6月17日 財政制度等審議会）の一部改訂に伴い、本年度より国有財産台帳価格をもって貸借対照表価額とし、国有財産台帳価格の改定に係る評価差額については、洗い替え方式により、資産・負債差額増減計算書において「資産評価差額」として計上する方法に変更した。

この変更により、本年度の貸借対照表において出資金が124百万円増加し、資産・負債差額が同額増加している。また、本年度の資産・負債差額増減計算書において資産評価差額が124百万円増加している。

3. 偶発債務

偶発債務

(単位：百万円)

名称等（訴訟名）	金額	事件番号	概要（簡単な説明等）
平成18年（ワ）第3217号 琵琶湖えり衝突事故損害賠償請求 事件	101	京都地裁 平成18年（ワ）第3217号	平成18年11月16日提訴 現在審理中
平成18年（ワ）第3249号 宮ヶ瀬ダム転倒事故損害賠償請求 事件	3	横浜地裁 平成18年（ワ）第3249号	平成18年9月6日提訴 現在審理中

平成 18 年(ワ)第 187 号 鬼怒川東京ライダー損害賠償請求事件	24	宇都宮地裁栃木支部 平成 18 年(ワ)第 187 号	平成 18 年 12 月 5 日提訴 現在審理中
平成 18 年(ネ)第 3030 号 (第 2 事件) 蒲原沢土石流災害損害賠償請求控訴事件	19	東京高裁 平成 18 年(ネ)第 3030 号 (第 2 事件)	平成 18 年 5 月 19 日提訴 現在審理中
平成 18 年(ネ)第 3030 号 (第 3 事件) 蒲原沢土石流災害損害賠償請求控訴事件	23	東京高裁 平成 18 年(ネ)第 3030 号 (第 3 事件)	平成 18 年 5 月 19 日提訴 現在審理中
平成 15 年(ワ)第 3753 号 新川水害損害賠償等請求事件	148	名古屋地裁 平成 15 年(ワ)第 3753 号	平成 15 年 9 月 8 日提訴 現在審理中
平成 18 年(ネ)第 2379 号 紀の川クレーン転倒事故損害賠償請求控訴事件	19	大阪高裁 平成 18 年(ネ)第 2379 号	平成 18 年 8 月 8 日提訴 現在審理中
平成 18 年(ノ)第 3 号 大滝ダム(白屋地区)慰籍料等請求調停申立事件	254	五條簡易裁 平成 18 年(ノ)第 3 号	平成 18 年 9 月 15 日提訴 現在審理中
平成 18 年(ワ)第 255 号 温井ダム放流警報国家賠償請求事件	14	広島地裁 平成 18 年(ワ)第 255 号	平成 18 年 3 月 6 日 現在審理中
平成 19 年(行コ)第 9 号 公金支出差止請求控訴事件	121	高松高裁 平成 19 年(行コ)第 9 号	平成 19 年 3 月 10 日 現在審理中
平成 19 年(行コ)第 10 号 公金支出差止請求控訴事件	117	高松高裁 平成 19 年(行コ)第 10 号	平成 19 年 3 月 10 日 現在審理中
合 計	846		

4. 翌年度以降支出予定額

(1) 歳出予算の繰越

平成 18 年度末の「歳出予算の繰越債務負担額」の翌年度への繰越債務額は 163,605 百万円である。

(2) 国庫債務負担行為による負担額

平成 18 年度末の国庫債務負担行為による繰越債務負担額は 243,828 百万円である。

5. 追加情報等

(1) 出納整理期間について

当特別会計では出納整理期間が設けられている。このため、出納整理期間中の現金の支払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としている。

(2) 各財務書類における表示科目の内容等

① 貸借対照表における表示科目の内容

- ・「現金・預金」には、当会計年度の歳入歳出決算上の剰余金及び会計年度末における契約保証金に係る受入残高を計上している。
- ・「たな卸資産」には、工事材料品、燃料を計上している。
- ・「未収金」には、一般会計国税収納整理基金に対する消費税還付金、企業等に対する費用弁償金債権及び損害賠償金債権等を計上している。
- ・「前払費用」には、自賠責保険の前払保険料を計上している。
- ・「貸付金」には、地方公共団体に対する河川事業資金収益回収特別貸付金、河川総合開発事業資金収益回収特別貸付金等を計上している。
- ・「貸倒引当金」には、会計年度末の債権に係る回収不能見込額を計上している。
- ・「土地」には、主に、地方整備局事務所庁舎、公務員宿舎等に係る土地を計上している。
- ・「立木竹」には、地方整備局事務所庁舎、公務員宿舎等の敷地内に係る立木竹を計上している。
- ・「建物」には、地方整備局事務所庁舎、公務員宿舎等を計上している。
- ・「工作物」には、地方整備局事務所庁舎、公務員宿舎等に係る門等の工作物を計上している。
- ・「船舶」には、地方整備局事務所において工事施行に必要な船舶を計上している。
- ・「建設仮勘定」（国有財産）には、会計年度末に未完成の地方整備局事務所庁舎等に係る前払金相当額を計上している。
- ・「建設仮勘定」（公共用財産）には、会計年度末に未完成の工事等に係る前払金相当額を計上している。
- ・「物品」には、取得価額又は見積価格が 50 万円以上の重要物品を計上している。
- ・「無形固定資産」には、特許権、電話加入権、ソフトウェア等を計上している。
- ・「出資金」には、独立行政法人土木研究所治水勘定等に対する出資を計上している。
- ・「未払金」には、地方公共団体に対する補助率差額等を計上している。
- ・「保管金等」には、会計年度末における契約保証金に係る受入残高を計上している。
- ・「前受金」には、受託及び附帯工事収納済繰越額を計上している。
- ・「賞与引当金」には、翌会計年度 6 月に支給される賞与（期末手当、勤勉手当）の支給見込額のうち、当会計年度に帰属する部分を計上している。
- ・「退職給付引当金」には、退職手当（退職一時金）、整理資源（昭和 34 年 10 月以前の恩給公務員期間に係る給付）、遺族補償年金（国家公務員災害補償法（昭和 26 年法律 191 号）に基づく補償のうち職員が死亡した場合に支給される遺族補償年金）に係る退職給付のうち当会計年度末に発生していると認められる額を計上している。
- ・「他会計繰戻未済金」には、特別会計に関する法律（平成 19 年法律 23 号）附則第 66 条第 21 号の規定による廃止前の治水特別会計法（昭和 35 年法律 40 号。以下「旧法」という。）附則第 34 項の規定に基づく産業投資特別会計からの繰入金で、産業投資特別会計へ繰り戻すこととなっている額を計上している。
- ・「資産・負債差額」には、本会計年度末の資産と負債との差額を計上している。

② 業務費用計算書における表示科目

- ・「人件費」には、職員の給与手当、国家公務員共済組合負担金等を計上している。
- ・「賞与引当金繰入額」には、翌会計年度6月に支給される賞与（期末手当、勤勉手当）の支給見込額のうち、当会計年度に帰属する部分を計上している。
- ・「退職給付引当金繰入額」には、当会計期間に発生した退職給付に係る費用の増加額を計上している。
- ・「附帯・受託事業費」には、国が施行する河川工事に伴い必要となる附帯工事及び地方公共団体等からの委託により施行する河川工事等に要した額を計上している。
- ・「補助金等」には、地方公共団体が施行する河川改修事業等の事業費の一部補助を目的として地方公共団体に対して支出した補助金等を計上している。
- ・「独立行政法人運営費交付金」には、独立行政法人土木研究所の行う業務のうち独立行政法人土木研究所法（平成11年法律205号）に規定する業務の財源に充てるための同研究所に対する運営費交付金を計上している。
- ・「委託費」には、直轄で行う河川改修事業費等に必要な用地を確保するための用地及び補償事務の委託を目的として地方公共団体等に対して支出した金額を計上している。
- ・「一般会計への繰入」には、退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計からする一般会計への繰入れに関する法律（昭和25年法律62号）第1条の規定に基づき、一般会計へ繰り入れることとなっている額を計上している。
- ・「庁費等」には、物件費及び施設費のうち資産計上されない支出額を計上している。
- ・「その他の経費」には、独立掲記した勘定科目以外に当会計年度に発生した費用の合計額を計上している。
- ・「減価償却費」には、有形固定資産、無形固定資産に係る減価償却費を計上している。
- ・「貸倒引当金繰入額」には、会計年度末の債権に係る回収不能見込額の増加額を計上している。
- ・「資産処分損益」には、固定資産の処分等により発生した損益を計上している。

③ 資産・負債差額増減計算書における表示科目

- ・「前年度末資産・負債差額」には、前年度の貸借対照表の資産・負債差額を計上している。
- ・「本年度業務費用合計」には、当会計年度に発生した業務費用合計額を計上している。
- ・「地方公共団体工事費負担金収入」には、国が施行する治水事業に必要な経費のうち、河川法（昭和39年法律167号）等に基づき、地方公共団体が負担する負担金の受入額を計上している。
- ・「電気事業者等工事費負担金収入」には、国が管理するダム等の維持管理及び国が施行する導水路等の建設に必要な経費のうち、電気事業者等が負担する負担金の受入額を計上している。
- ・「受託工事納付金収入」には、地方公共団体等から河川工事等を受託することによる納付金の受入額を計上している。
- ・「附帯工事費負担金収入」には、国が施行する河川工事に伴い必要となる附帯工事について、国以外の者が負担する負担金の受入額を計上している。
- ・「その他の財源」には、利息または配当による収入額、公務員宿舍料、返納金等の雑収入及び独立行政法人土木研究所からの納付金収入を計上している。
- ・「一般会計からの受入」には、直轄治水事業等に要する経費の財源に充てるための旧法第7条第1項及び第2項の規定による一般会計からの受入額を計上している。

- ・「無償所管換等」には、施設完成後に一般会計に移管される公共用財産の他、資産の交換により生じた差額、帳簿の誤謬訂正により生じた資産の増減、実測により生じた従来の国有財産台帳等の価額との差額、計上漏れの把握により生じた差額等を計上している。
- ・「資産評価差額」には、政府出資の国有財産台帳価格の改定に係る評価差額を計上している。
- ・「本年度末資産・負債差額」には、本年度の貸借対照表の資産・負債差額を計上している。

④ 区分別収支計算書における表示科目

- ・「地方公共団体工事費負担金収入」には、国が施行する治水事業に必要な経費のうち、河川法等に基づき、地方公共団体が負担する負担金の受入額を計上している。
- ・「電気事業者等工事費負担金収入」には、国が管理するダムの維持管理及び国が施行する導水路等の建設に必要な経費のうち、電気事業者等が負担する負担金の受入額を計上している。
- ・「受託工事納付金収入」には、地方公共団体等から河川工事等を受託することによる納付金の受入額を計上している。
- ・「附帯工事費負担金収入」には、国が施行する河川工事に伴い必要となる附帯工事について、国以外の者が負担する負担金の受入額を計上している。
- ・「資産売払収入」には、国有財産売払収入の額を計上している。
- ・「貸付金の回収による収入」には、河川事業資金収益回収特別貸付金等の償還額を計上している。
- ・「その他の収入」には、独立掲記した勘定科目以外の当会計年度における歳入額を計上している。
- ・「一般会計からの受入」には、直轄治水事業等に要する経費の財源に充てるための旧法第7条第1項及び第2項の規定による一般会計からの受入額を計上している。
- ・「前年度剰余金受入」には、旧法第18条第1項及び第2項の規定による前年度の決算上の剰余金額を計上している。
- ・「人件費」には、職員の給与手当、国家公務員共済組合負担金等に係る支出額を計上している。
- ・「附帯・受託事業費」には、国が施行する河川工事に伴い必要となる附帯工事及び地方公共団体等からの委託により施行する河川工事等に要した額を計上している。
- ・「補助金等」には、地方公共団体が施行する河川改修事業等の事業費の一部補助を目的として地方公共団体に対して支出した金額等を計上している。
- ・「独立行政法人運営費交付金」には、独立行政法人土木研究所の行う業務のうち独立行政法人土木研究所法に規定する業務の財源に充てるための同研究所に対する運営費交付金を計上している。
- ・「委託費」には、直轄で行う河川改修事業費等に必要な用地を確保するための用地及び補償事務の委託を目的として地方公共団体等に対して支出した金額を計上している。
- ・「一般会計への繰入」には、退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計からする一般会計への繰入れに関する法律第1条の規定に基づき、一般会計へ繰り入れることとなっている額を計上している。
- ・「産業投資特別会計への繰入」には、旧法附則第32項等の規定に基づく産業投資特別会計への繰入額を計上している。
- ・「庁費等の支出」には、物件費及び施設費のうち資産計上されない支出額を計上している。
- ・「その他の支出」には、独立掲記した勘定科目以外の当会計年度における支出額を計上している。

- ・「治水施設整備支出」には、国が施行する河川改修事業等の事業費等を計上している。
- ・「多目的ダム建設支出」には、多目的ダム建設事業等の事業費等を計上している。
- ・「土地に係る支出」には、土地の購入額を計上している。
- ・「建物等に係る支出」には、建物等の購入額を計上している。
- ・「その他歳計外現金・預金本年度末残高」には、会計年度末における契約保証金に係る受入残高を計上している。

(3) その他特別会計の財務内容を理解するために特に必要と考えられる情報

① 単位未満の計数の切り捨て及び100万円未満の計数の表示等

金額の単位は100万円単位とし、単位未満は切捨て処理を行っているため、合計は一致しないことがある。

100万円未満の計数がある場合には「0」で表示し、該当計数が皆無の場合には「-」で表示している。

② 重要な過年度の会計処理の誤謬の修正

- ・電話加入権（無形固定資産）について、前年度の計数を遡及修正した結果、前会計年度の計数を、以下のとおり修正している

合算貸借対照表

無形固定資産が239百万円減少し、資産・負債差額が同額減少している。

合算資産・負債差額増減計算書

資産評価差額が239百万円減少し、本年度末資産・負債差額が同額減少している。

- ・施設整備支出の会計処理について見直しを行った結果、前会計年度の計数の訂正が必要であることが判明したため、前会計年度の計数を以下のとおり修正している。

合算貸借対照表

公共用財産 建設仮勘定が92,626百万円増加し、資産・負債差額が同額増加している。

合算業務費用計算書

附帯・受託事業費が20,728百万円増加し、本年度業務費用合計が同額増加している。

合算資産・負債差額増減計算書

本年度業務費用合計が20,728百万円増加し、無償所管換が113,354百万円増加し、本年度末資産・負債差額が92,626百万円増加している。

合算区分別収支計算書

附帯・受託事業費が20,728百万円増加し、治水施設整備支出が14,971百万円、多目的ダム建設支出が5,756百万円減少している。

- ・物品の計上方法について見直しを行った結果、前会計年度の計数の訂正が必要であることが判明したため、前会計年度の計数を以下のとおり修正している。

合算貸借対照表

物品が16,033百万円増加し、資産・負債差額が同額増加している。

合算業務費用計算書

減価償却費が8,668百万円減少し、資産処分損益が24,704百万円減少し、本年度業務費用合計が33,373百万円減少している。

合算資産・負債差額増減計算書

本年度業務費用合計が33,373百万円減少し、無償所管換が17,340百万円減少し、本年度末資産・負債差額が16,033百万円増加している。

附属明細書

治水特別会計 合算 貸借対照表
 本会計年度 (平成19年3月31日)

(単位：百万円)

	治水勘定	特定多目的ダム 建設工事勘定	相殺消去	合算合計
<資産の部>				
現金・預金	165,943	39,256	-	205,200
たな卸資産	3,256	202	-	3,458
未収金	5,670	1,118	-	6,788
前払費用	43	-	-	43
貸付金	2,398	-	-	2,398
貸倒引当金	△ 6	-	-	△ 6
有形固定資産	202,255	99,643	-	301,899
国有財産 (公共用財産を除く)	124,862	57,985	-	182,848
土地	52,307	24,557	-	76,865
立木竹	112	51	-	164
建物	44,360	20,788	-	65,148
工作物	25,251	11,776	-	37,027
船舶	1,701	807	-	2,508
建設仮勘定	1,128	4	-	1,133
公共用財産	35,564	20,554	-	56,119
建設仮勘定	35,564	20,554	-	56,119
物品	41,828	21,103	-	62,931
無形固定資産	2,414	325	-	2,740
出資金	1,185	-	-	1,185
資産合計	383,161	140,546	-	523,707
<負債の部>				
未払金	15,484	-	-	15,484
保管金等	226	253	-	479
前受金	1,860	533	-	2,393
賞与引当金	4,147	-	-	4,147
退職給付引当金	113,909	-	-	113,909
他会計繰戻未済金	2,398	-	-	2,398
負債合計	138,027	786	-	138,813
<資産・負債差額の部>				
資産・負債差額	245,134	139,759	-	384,894
資産・負債差額合計	245,134	139,759	-	384,894
負債及び資産・負債差額合計	383,161	140,546	-	523,707

治水特別会計 合算 業務費用計算書

本会計年度（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

（単位：百万円）

	治水勘定	特定多目的ダム 建設工事勘定	相殺消去	合算合計
人件費	56,168	-	-	56,168
賞与引当金繰入額	4,147	-	-	4,147
退職給付引当金繰入額	10,077	-	-	10,077
附帯・受託事業費	14,961	5,661	-	20,622
補助金等	347,049	-	-	347,049
独立行政法人運営費交付金	1,336	-	-	1,336
委託費	4	-	-	4
一般会計への繰入	140	-	-	140
治水勘定への繰入	-	12,108	△ 12,108	-
庁費等	5,726	392	-	6,118
その他の経費	7,130	1,671	-	8,801
減価償却費	22,353	9,744	-	32,098
貸倒引当金繰入額	6	-	-	6
資産処分損益	2,564	1,114	-	3,679
本年度業務費用合計	471,668	30,692	△ 12,108	490,252

治水特別会計 合算 資産・負債差額増減計算書

本会計年度（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

（単位：百万円）

	治水勘定	特定多目的ダム 建設工事勘定	相殺消去	合算合計
前年度末資産・負債差額	303,636	169,743	-	473,380
本年度業務費用合計	△ 471,668	△ 30,692	12,108	△ 490,252
財源	1,062,922	186,081	△ 12,108	1,236,896
自己収入	272,715	69,549	-	342,264
地方公共団体工事費負担金収入	220,105	32,485	-	252,591
電気事業者等工事費負担金収入	20,474	32,165	-	52,640
受託工事納付金収入	13,519	4,490	-	18,009
附帯工事費負担金収入	3,121	-	-	3,121
その他の財源	15,493	407	-	15,901
他会計（勘定）からの受入	790,207	116,532	△ 12,108	894,632
一般会計からの受入	778,099	116,532	-	894,632
特定多目的ダム建設工事勘定からの受入	12,108	-	△ 12,108	-
無償所管換等	△ 649,880	△ 185,373	-	△ 835,254
資産評価差額	124	-	-	124
本年度末資産・負債差額	245,134	139,759	-	384,894

治水特別会計 合算 区分別収支計算書

本会計年度（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

（単位：百万円）

	治水勘定	特定多目的ダム 建設工事勘定	相殺消去	合算合計
地方公共団体工事費負担金収入	220,105	32,485	-	252,591
電気事業者等工事費負担金収入	18,720	32,165	-	50,886
受託工事納付金収入	12,986	5,639	-	18,626
附帯工事費負担金収入	2,881	-	-	2,881
資産売却収入	203	70	-	273
貸付金の回収による収入	934	-	-	934
その他の収入	19,155	407	-	19,562
一般会計からの受入	778,099	116,532	-	894,632
特定多目的ダム建設工事勘定からの受入	12,108	-	△ 12,108	-
前年度剰余金受入	194,052	50,938	-	244,990
財源合計	1,259,248	238,238	△ 12,108	1,485,378
人件費	△ 68,576	-	-	△ 68,576
附帯・受託事業費	△ 14,961	△ 5,661	-	△ 20,622
補助金等	△ 357,246	-	-	△ 357,246
独立行政法人運営費交付金	△ 1,336	-	-	△ 1,336
委託費	△ 4	-	-	△ 4
一般会計への繰入	△ 140	-	-	△ 140
治水勘定への繰入	-	△ 12,108	12,108	-
産業投資特別会計への繰入	△ 934	-	-	△ 934
庁費等の支出	△ 6,230	△ 464	-	△ 6,694
その他の支出	△ 7,129	△ 1,671	-	△ 8,800
業務支出（施設整備支出を除く）合計	△ 456,560	△ 19,904	12,108	△ 464,357
治水施設整備支出	△ 632,801	-	-	△ 632,801
多目的ダム建設支出	-	△ 177,182	-	△ 177,182
土地に係る支出	△ 1,125	△ 485	-	△ 1,611
建物等に係る支出	△ 3,042	△ 1,662	-	△ 4,704
施設整備支出合計	△ 636,969	△ 179,331	-	△ 816,300
業務支出合計	△ 1,093,530	△ 199,236	12,108	△ 1,280,658
業務収支	165,717	39,002	-	204,720
本年度収支	165,717	39,002	-	204,720
翌年度歳入繰入	165,717	39,002	-	204,720
その他歳計外現金・預金年度末残高	226	253	-	479
本年度末現金・預金残高	165,943	39,256	-	205,200

参考情報

① 機会費用に関する情報

産業投資特別会計から無利子貸付金の財源として受け入れた額に係る機会費用は以下のとおりである。

なお、算定利回りは、当該年度末における10年利付国債利回りとなっている。

2,398百万円（「他会計繰戻未済金」の年度末残高）×1.650%=39百万円

② 公共用財産に関する情報

堤防等の施設は、取得原価（新設改良費等）に定額法（耐用年数49年）により減価償却後の評価額を算出した。

用地は、施設の耐用年数分の用地費等を累計し算出した。

（単位：百万円）

区 分	前年度末残高	本年度増加額	本年度減少額	本年度減価償却額	本年度末残高
施 設	48,329,268	1,452,364	1,079	1,327,696	48,452,857
用 地	16,751,577	306,610	5,658	—	17,052,529
公共用財産	65,080,845	1,758,974	6,737	1,327,696	65,505,386